

第4次

美祢市男女共同参画しあわせプラン

～ 認めあい 支えあい ともに歩むまち美祢 ～



最優秀作品（成進高等学校 藤倉璃子さん）

令和8年3月
美 祢 市

はじめに



人口減少や少子高齢化が加速する中、本市が持続可能な地域社会であり続けるためには、性別にかかわらず誰もが互いの個性を尊重し、その能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が、これまで以上に重要となっています。

本市では平成 22 年の美祢市男女共同参画しあわせプラン初策定以来、「認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢」を基本理念に掲げ、市民の皆様と共に歩んできました。令和 7 年度の市民及び中高生意識調査の結果では、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識に反対する人が半数を超えるなど、着実な変化が見られます。一方で、依然として残る「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や、仕事と家庭の両立など、解決すべき課題も残されています。

こうした中、令和 8 年度から 5 年間を期間とする「第 4 次美祢市男女共同参画しあわせプラン」を策定いたしました。今回のプラン策定では、「市民の皆様にとっての分かりやすさ」に配慮し、他の計画と重複する項目などを整理し、男女共同参画に直接結びつく重点的な取組を集約いたしました。これにより、市が目指す姿をシンプルにお伝えする内容としております。

また、この「プランの顔」となる表紙と裏表紙には、市内の中学校・高等学校の生徒に描いていただいたポスターを掲載しています。次世代を担う皆様の感性豊かな作品は、自分らしく輝ける未来への希望を感じさせてくれます。

しあわせプランの実現には、行政の施策だけでなく、市民の皆様お一人おひとりの「認めあう心」や、事業者の皆様の「働きやすい環境づくり」への協力が不可欠です。性別にかかわらず誰もがいきいきと輝けるまちをめざすため、市民の皆様の一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、計画策定にあたり貴重な御提言をいただいた美祢市男女共同参画審議会委員の皆様、ポスターを描いていただいた生徒の皆様、ならびに意識調査などを通じて多くの貴重な御意見をいただいた市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

美祢市長 **篠田 洋司**

～ 目 次 ～

第1章 プランの策定に当たって	1
【1】プラン策定の社会的背景と趣旨	1
【2】男女共同参画社会について	2
【3】男女共同参画に関する社会の動き	3
【4】山口県の動き	6
第2章 プランの概要	7
【1】プランの位置付け	7
【2】プランの期間	8
【3】プランの策定体制	8
第3章 本市の現状と課題	9
【1】本市の男女共同参画を取り巻く現状	9
【2】アンケート調査結果から読み取れる課題	16
【3】第3次プランにおける取組内容と課題の整理	28
【4】本市の主な課題のまとめ	35
第4章 プランの基本的な考え方	38
【1】基本理念と基本目標	38
【2】施策の体系	41
第5章 プランの内容	42
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の推進	42
【基本目標2】働く場における男女共同参画の推進（美祢市女性活躍推進計画）	44
【基本目標3】あらゆる場における女性活躍の推進（美祢市女性活躍推進計画）	45
【基本目標4】ワーク・ライフ・バランスの推進（美祢市女性活躍推進計画）	46
【基本目標5】ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組の 推進（美祢市DV防止基本計画）（美祢市困難女性支援基本計画）	48
【基本目標6】誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進 （美祢市困難女性支援基本計画）	50
第6章 数値目標の設定	53
第7章 プランの推進	55
【1】庁内の推進体制の整備	55
【2】男女共同参画の推進に関する審議会の設置・運営	55
【3】国・県・関係機関・各種団体との連携	55
【4】プランの周知	55

資料編	-----56
1 策定経過	56
2 美祢市男女共同参画審議会委員名簿	57
3 美祢市男女共同参画推進条例	58
4 美祢市男女共同参画推進条例施行規則	60
5 美祢市男女共同参画推進本部設置要綱	61
6 男女共同参画社会基本法	63
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	67
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	74
9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）	84
10 山口県男女共同参画推進条例	89
11 用語解説	92

第1章 プランの策定に当たって

【1】プラン策定の社会的背景と趣旨

少子高齢化の急速な進行とともに、総人口が減少に向かう我が国においては、労働力人口の維持や生産性の向上などが大きな社会的課題となっています。コロナ禍から平時へ移行し、経済活動が活性化する中で、令和6年時点において、企業の人手不足は、非製造業や中小企業を中心に、歴史的な水準まで高まっています。一方で、近年のテクノロジーの進展は目覚ましく、特にAIは分野によっては人を上回る質のアウトプットを驚異的な速度で生成し、ビジネスや学術活動などに幅広く活用され始めるなど、我々の働き方や生活に大きな影響を及ぼしています。

そのような中、働く女性は増加傾向にあり、女性の就業率については、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブがほぼ解消しています。その一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブ問題が続いており、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などについては、進展が遅れがみられ、また、今もなお、育児や介護を始めとしたライフイベントに際し、両立のしづらさや特に女性において着実なキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景には、長時間労働や固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏りが考えられます。

この偏りが存在している人々の意識や社会の慣習の中には、依然として「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識が根強く残る現状があり、それ以外にも無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、知らず知らずのうちに、性別による差別・区別が生じることもあります。働き方や暮らし方の変革の実現にとって、こうした根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっており、これらの解消に向けた取組を継続していく必要があります。

これらを踏まえると、これからの男女共同参画の取組に当たっては、人々の働き方や暮らし方の変革を実現するために、よりきめ細かな対策が必要となっています。

本市においては、男女が共に夢や希望を実現することで、一人一人の人生を豊かにする男女共同参画社会の実現を目指して、平成22年3月に「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく市町村男女共同参画計画として「美祢市男女共同参画しあわせプラン」を策定し、その後、令和3年3月に「第3次美祢市男女共同参画しあわせプラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定しました。策定当初より、その基本理念を「認めあい 支えあい ともに歩むまち美祢」と定め、市民の理解と協力の下、男女が社会の対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に共に参画し、喜びも責任も共に分かちあえる社会の実現を目指して、様々な施策を推進しています。

第3次プランは、令和7年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たに「第4次美祢市男女共同参画しあわせプラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

【2】男女共同参画社会について

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。その考え方にに基づき、次の5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念※】

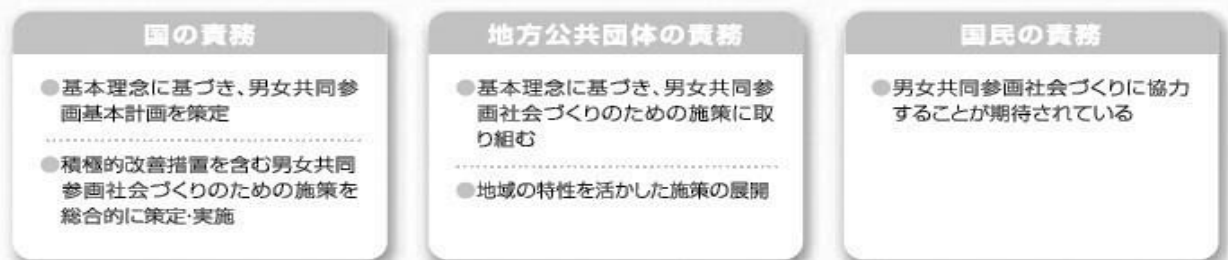
男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。



国・地方公共団体及び国民の役割



※「男女共同参画社会基本法」及び内閣府男女共同参画局ホームページより

【3】男女共同参画に関する社会の動き

1 国際的な動き

昭和50年、国連において女性の地位向上を目指して設けた「国際婦人年」をきっかけとして、世界では男女共同参画に関する動きが始まりました。

近年では、令和7年3月に、「第69回国連婦人の地位委員会」が開催されたのをはじめ、女性の地位向上を目指した国際的な取組が継続して進められています。しかし一方で、我が国は、令和7年6月に発表された、各国内の男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数[※]」において148か国中118位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い順位となっています。毎回、北欧諸国が上位を占め、過去の指数の推移をみても我が国は常に低い順位に位置しています。この理由としては、「教育」「健康」に関しては高い評価を得ていますが、特に「政治」「経済」の分野において男女の格差が大きいことが問題点としてあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

【ジェンダー・ギャップ指数】

(0が完全不平等、1が完全平等を表している)

(148か国中の順位)	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1位)	0.798	0.990	0.960	0.954	0.926
フィンランド(2位)	0.815	1.000	0.971	0.728	0.879
ノルウェー(3位)	0.776	0.995	0.959	0.721	0.863
↓					
英国(4位)	0.744	1.000	0.965	0.643	0.838
↓					
米国(42位)	0.762	1.000	0.973	0.291	0.756
↓					
韓国(101位)	0.608	0.980	0.976	0.182	0.687
↓					
中国(103位)	0.726	0.935	0.947	0.135	0.686
↓					
日本(118位)	0.613	0.994	0.973	0.085	0.666

資料: The Global Gap Report 2025

※スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識(社会的性別)のこと。

2 国の動き

(1) 第6次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法の規定に基づき、平成12年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の見直しを経て令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。さらに、令和8年3月には「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第6次男女共同参画基本計画においては、日本における経済社会環境や国際情勢の変化、国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメントの着実な履行・実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

【第6次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会
-

(2) 女性活躍の推進

平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が令和7年7月に改正され、常時雇用する労働者が101人以上の一般事業主に対して、「男女の賃金の差異」「女性管理職比率」の公表が義務付けられました。

「女性活躍推進法」では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供をはじめ、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備、女性の職業生活と家庭生活との両立に関する本人の意思の尊重といった、3つの基本原則が示されています。国においては「女性活躍推進法」の規定に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。また、平成30年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や目標などを定め、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

(3) 配偶者暴力防止に向けた取組の推進

令和5年5月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の一部改正により、保護命令制度の拡充、命令の種類拡大、保護命令の有効期間の延長、保護命令違反の厳罰化がなされました。これらの改正は、DV被害者の安全を確保し、生活再建を支援するために重要です。

(4) 困難な女性に対する取組の推進

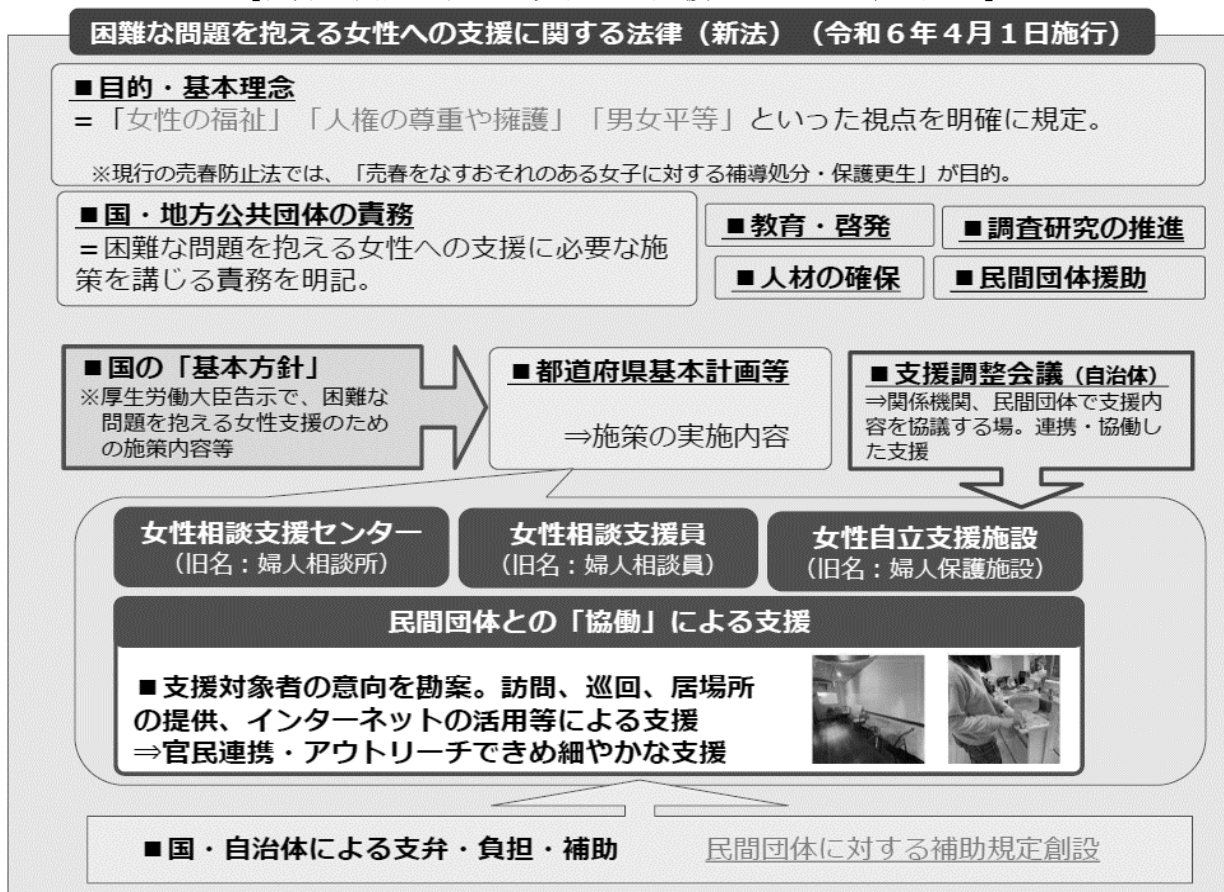
対象者が「女性であること」に着目した施策については、売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)に基づく婦人保護事業として、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」として定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的として始めました。

その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、平成13年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)により、配偶者からの暴力を受けた女性に対する支援を婦人相談所等が行うことが明確化され、その他、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などに苦しむ女性についても、婦人保護事業の対象として運用されてきました。

このような状況を踏まえ、婦人保護事業の旧売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「困難女性支援法」という。)が成立しました。

また、令和5年3月には、困難女性支援法に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項や施策の内容に関する事項などが盛り込まれた「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が定められました。

【困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施】



※厚生労働省ホームページより

【4】山口県の動き

山口県においては、令和7年度に「第6次山口県男女共同参画基本計画」が策定されました。

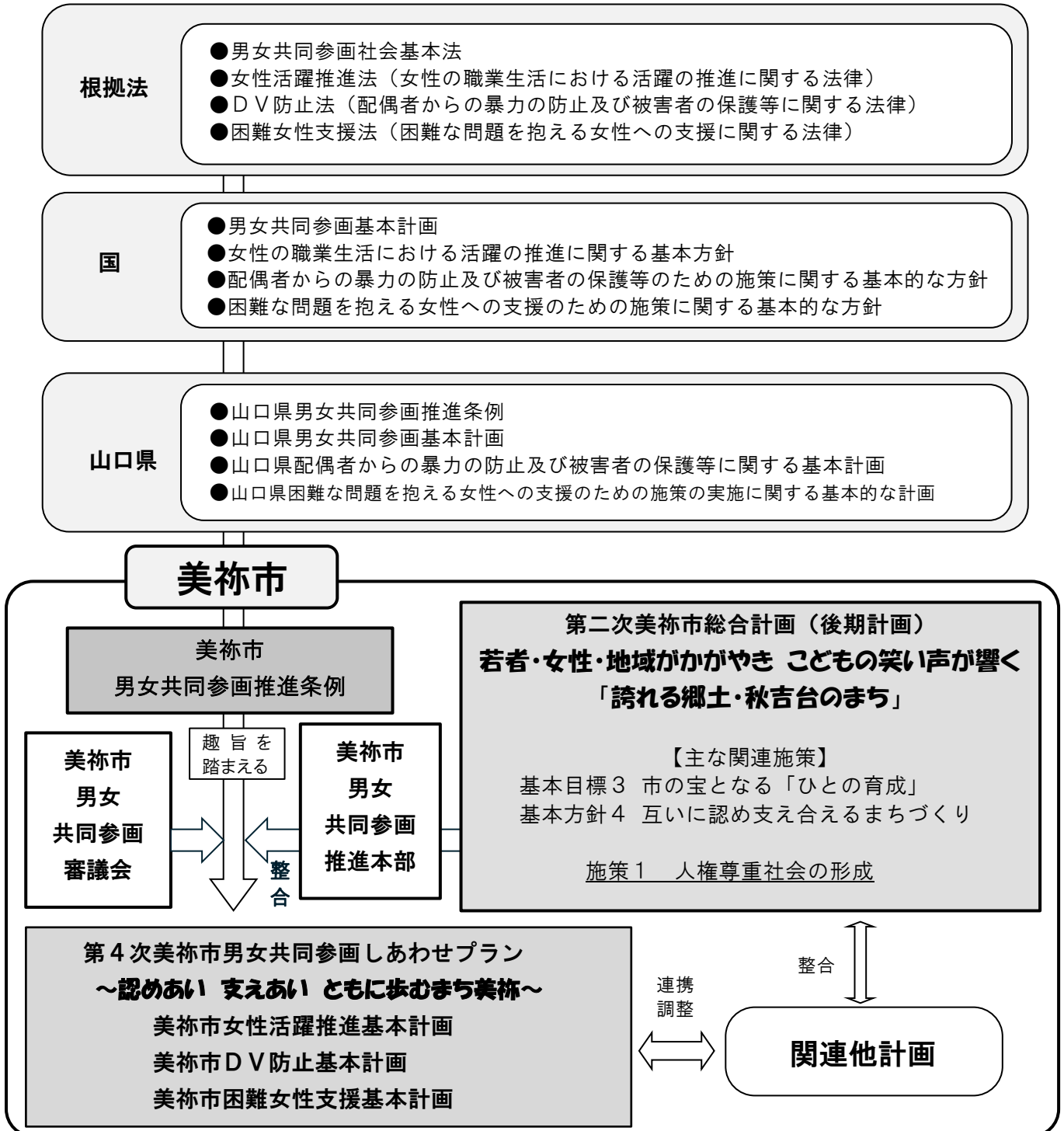
この計画では「男女が共に活躍できる社会づくり」「男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革」「男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり」からなる基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた重点項目と具体的な施策が取りまとめられています。

【第6次山口県男女共同参画基本計画の施策体系】

基本目標	重点項目
1 男女が共に活躍できる社会づくり	1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり 2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 3 地域における男女共同参画の推進
2 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革	4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革 5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり	6 あらゆる暴力の根絶 7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 8 生涯を通じた男女の健康の支援

第2章 プランの概要

【1】プランの位置付け



本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」であるとともに「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」です。また「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」及び「困難女性支援法」第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。

また、本プランは「第二次美祢市総合計画（後期計画）」との整合及び「美祢市男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。

【2】プランの期間

本プランの期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】プランの策定体制

1 美祢市男女共同参画審議会

本プランの策定に当たっては、学識経験者をはじめ女性団体や地域、職域の関係者から構成される「美祢市男女共同参画審議会」に諮り、計画の内容について審議しました。

2 アンケート調査等の実施

計画の策定に当たり、本市在住の18歳以上の市民及び市内の中学校及び高等学校に在学する生徒を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	美祢市 男女共同参画に関する 市民アンケート調査	美祢市 男女共同参画に関する 中学生・高校生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内の中学校及び高等学校に 在学する生徒
調査方法	郵送配布～郵送回収	各学校を通して配布、回収
調査時期	令和7年9月	令和7年9月
配布数	1,500人	332件
有効回収数	611人	318件
有効回収率	40.7%	95.8%

3 パブリックコメント

パブリックコメント（意見募集）を実施することにより、市民から広く意見を募りました。

第3章 本市の現状と課題

【1】本市の男女共同参画を取り巻く現状

1 人口等の現状

本市の人口は、令和7年10月1日現在20,435人であり、令和3年から約2,400人の減少となっています。男性は9,685人、女性は10,750人であり、令和3年から男性は約1,100人、女性は1,300人の減少となっていて、女性の方が多く減少しています。

近年は、人口、世帯数共に緩やかに減少しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和3年の2.11人から令和7年で1.97人となっています。

【人口・世帯数の推移】

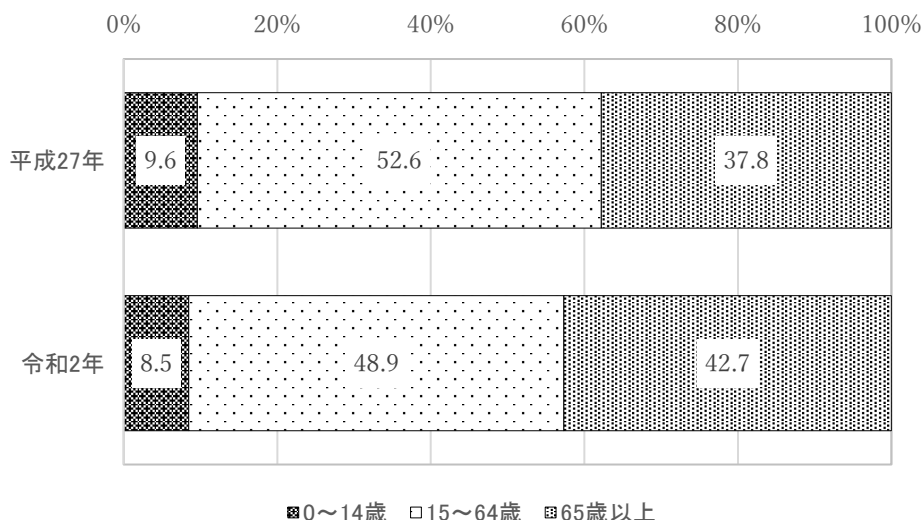
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人口総数(人)	22,901	22,325	21,617	20,992	20,435
男性人口(人)	10,830	10,545	10,228	9,913	9,685
女性人口(人)	12,071	11,780	11,389	11,079	10,750
世帯数(戸)	10,842	10,780	10,594	10,458	10,372
一世帯あたり世帯員(人)	2.11	2.07	2.04	2.01	1.97

資料：市民課(各年10月1日現在)

本市の年齢別人口をみると、令和2年では「年少人口(14歳以下)」の割合が8.5%、「生産年齢人口(15~64歳)」が48.9%、「高齢者人口(65歳以上)」が42.7%となっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成27年の37.8%から令和2年で42.7%と増加で推移しています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

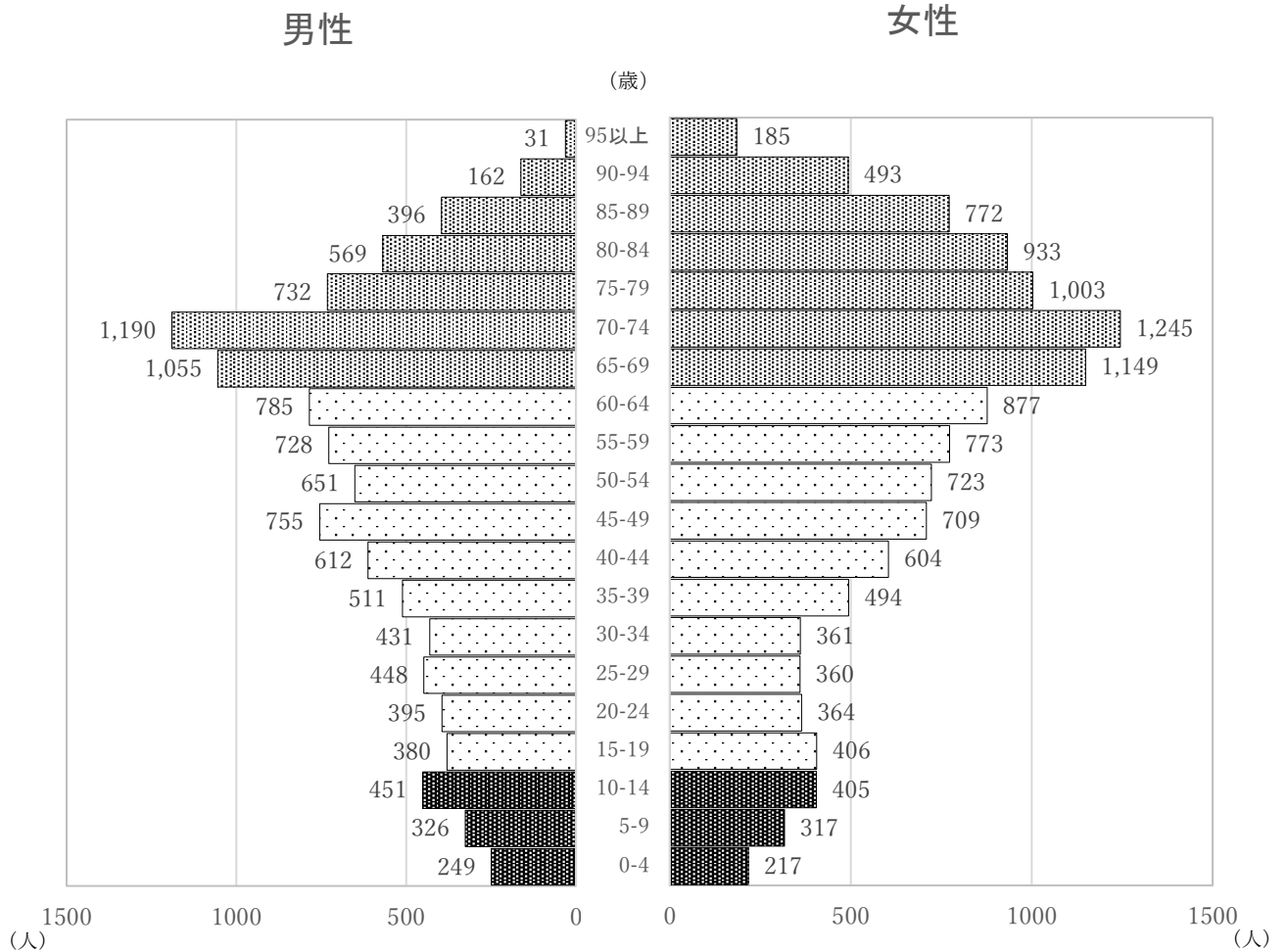
【年齢別人口構成比】



資料：国勢調査

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に70歳前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口】

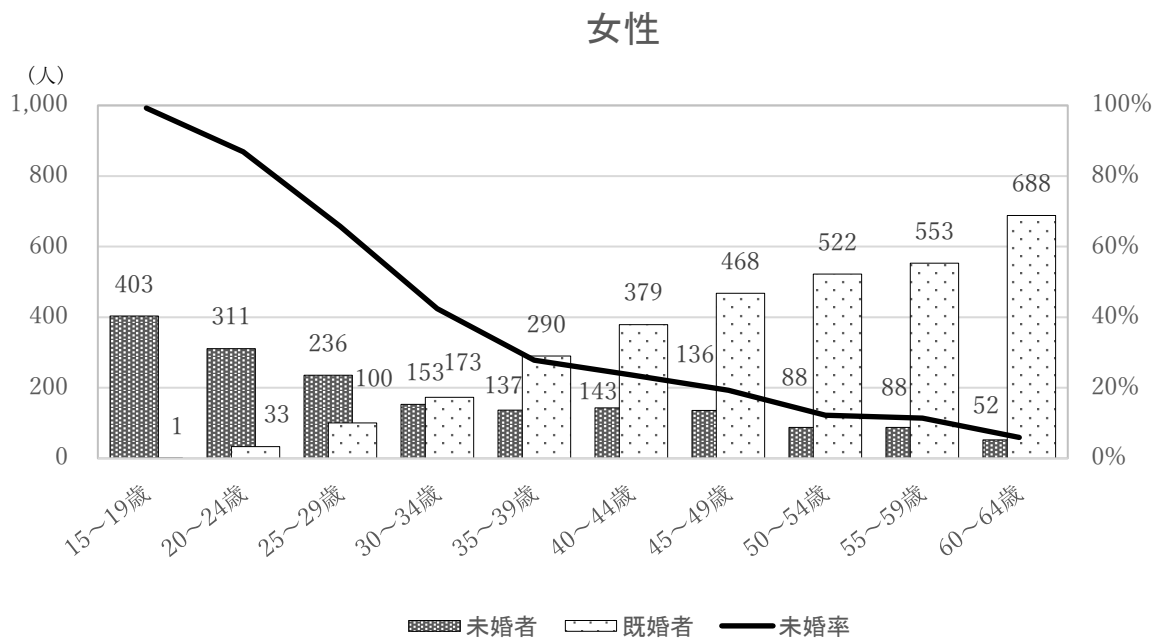
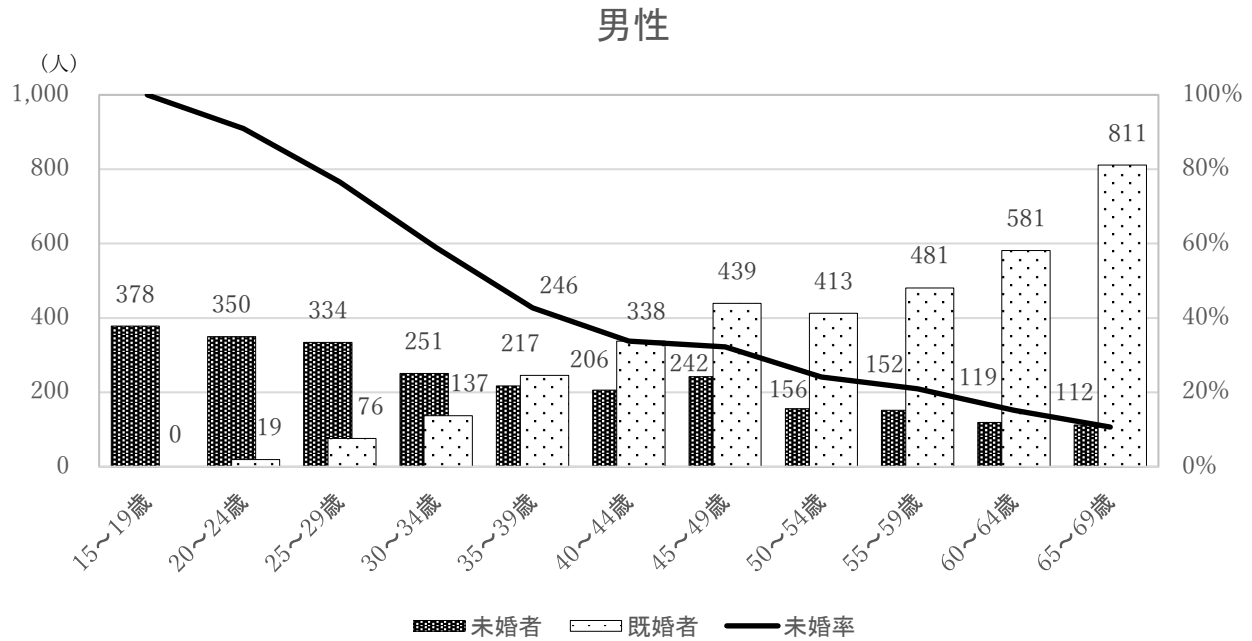


資料：国勢調査(令和2年)

2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、30歳前半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳後半になると大きく逆転することから、30歳台が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30歳前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】

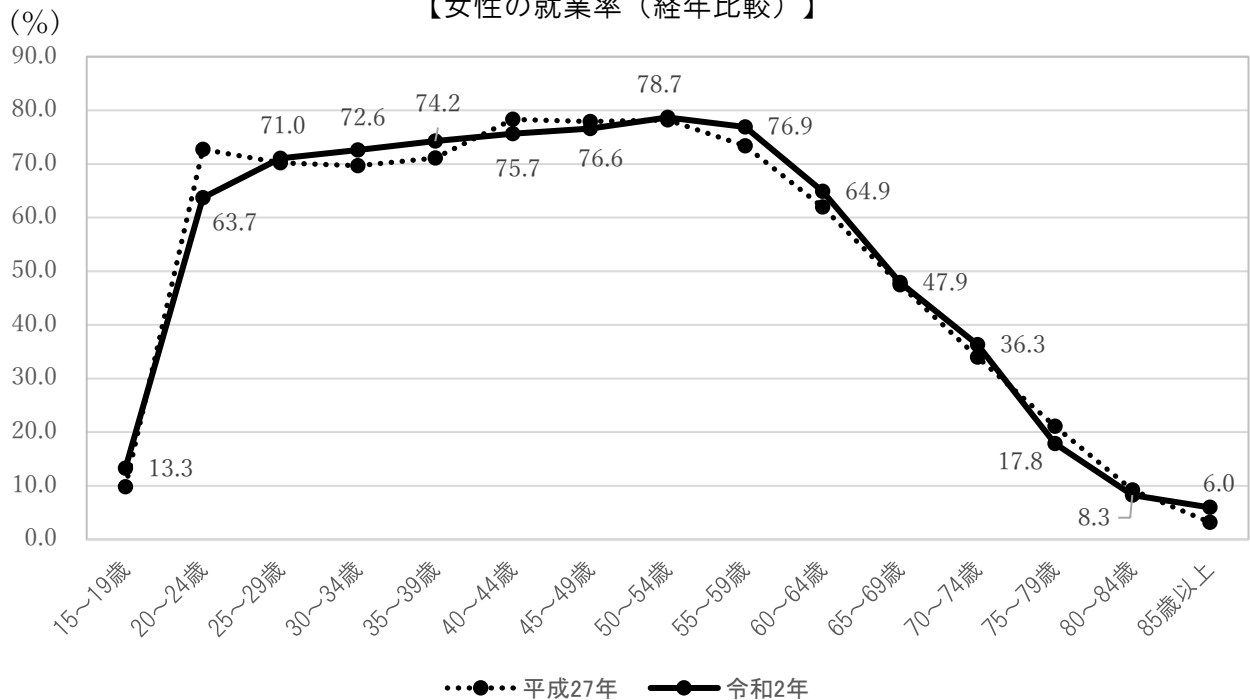


資料：国勢調査(令和2年)

3 女性の就業率

本市における女性の就業率をみると、「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ※」の傾向はみられず、以前に比べ緩やかな「台形」に変化しつつあります。また、令和2年において、50歳台の就業率がもっとも高くなっています。

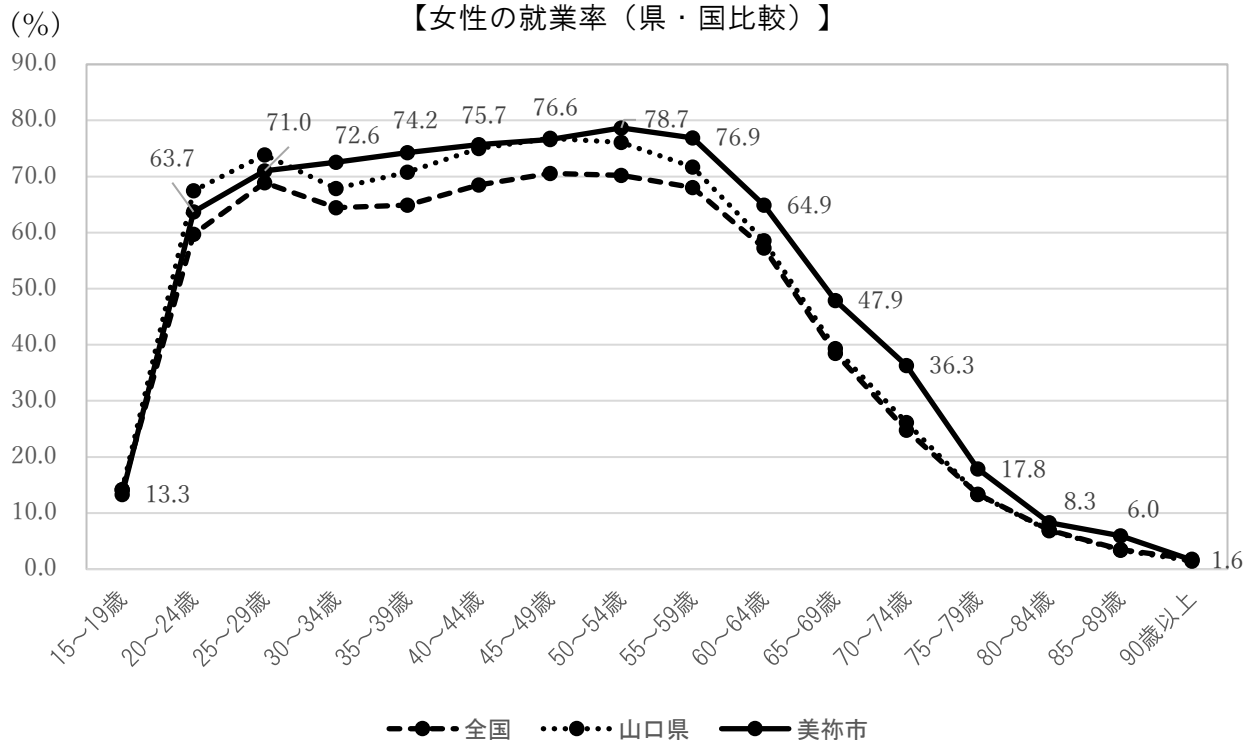
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査(令和2年)

本市における女性の就業率は、全体的に山口県や国の平均を大きく上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】



資料：国勢調査(令和2年)

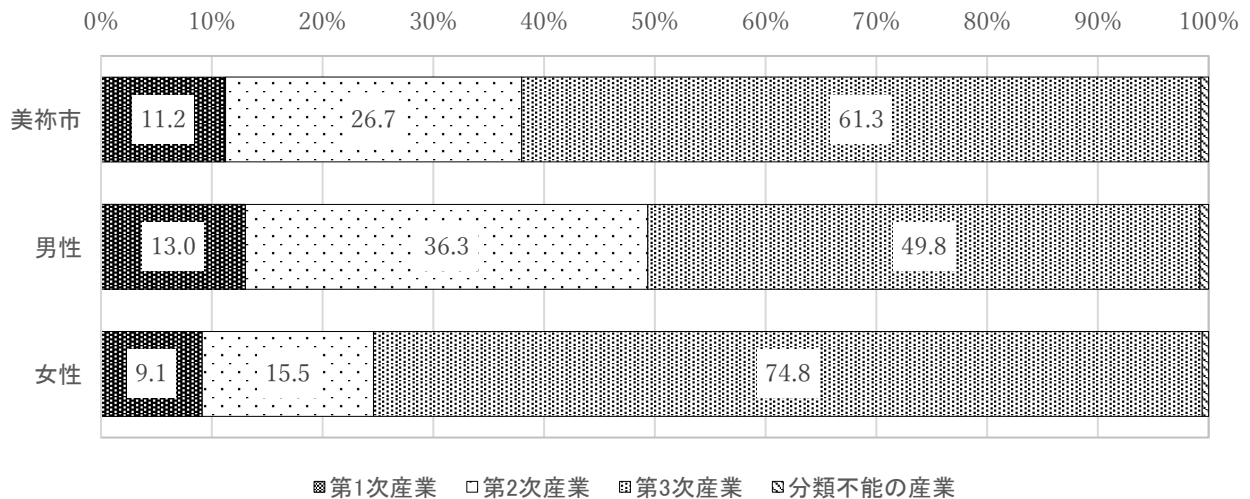
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳台前半を谷とし、20歳台後半と30歳台後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

4 産業別就業者構成比

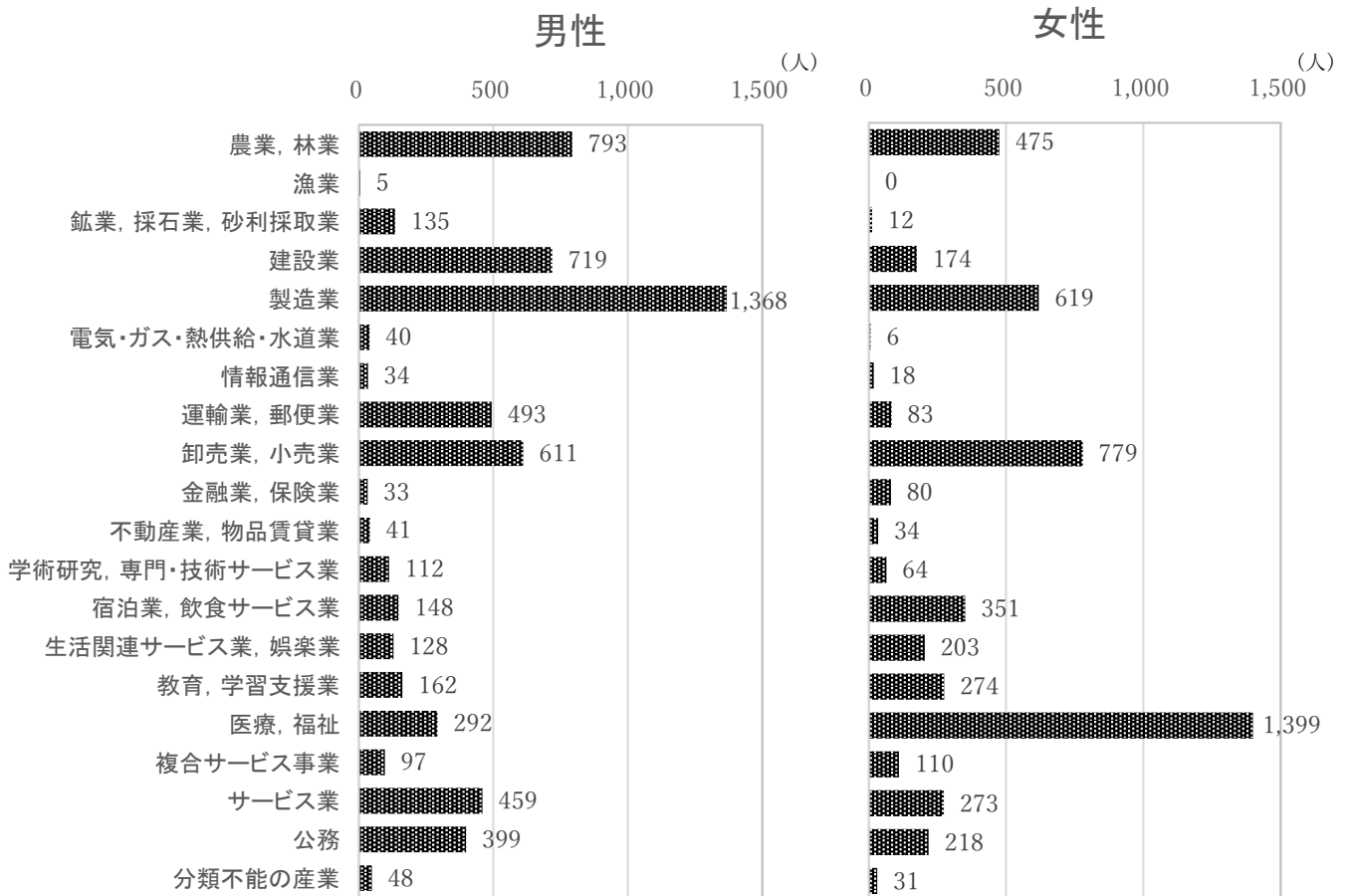
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2年では第1次産業の割合が11.2%、第2次産業が26.7%、第3次産業が61.3%となっています。女性の方が第3次産業に就業している人の割合が多くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ特に「製造業」「建設業」が多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上男女別就業者数】

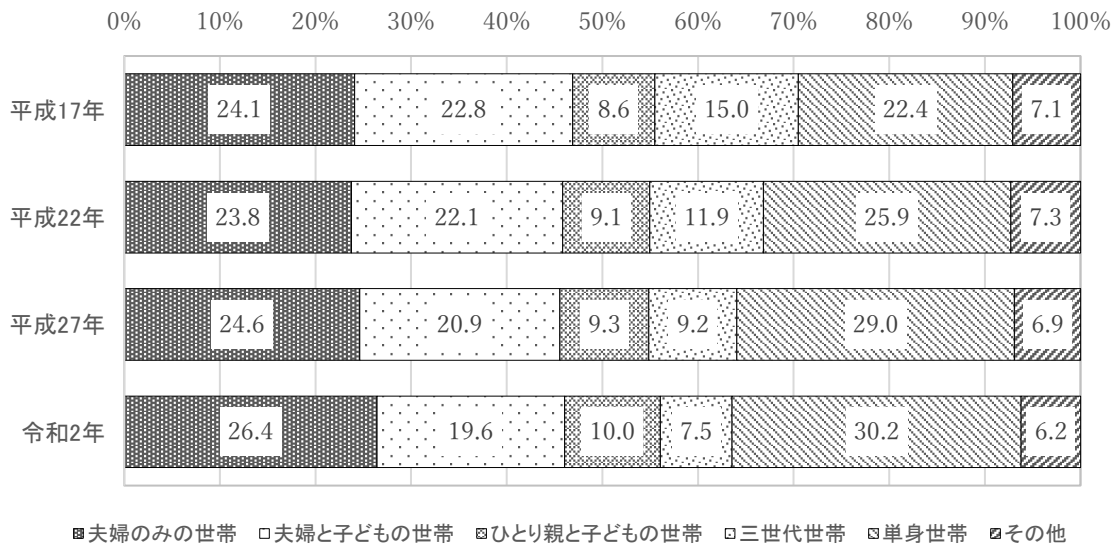


資料: 国勢調査(令和2年)

5 世帯構成の推移

世帯構成について、平成 17 年から令和 2 年までの推移で見ると「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」などは増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【世帯構成の推移】

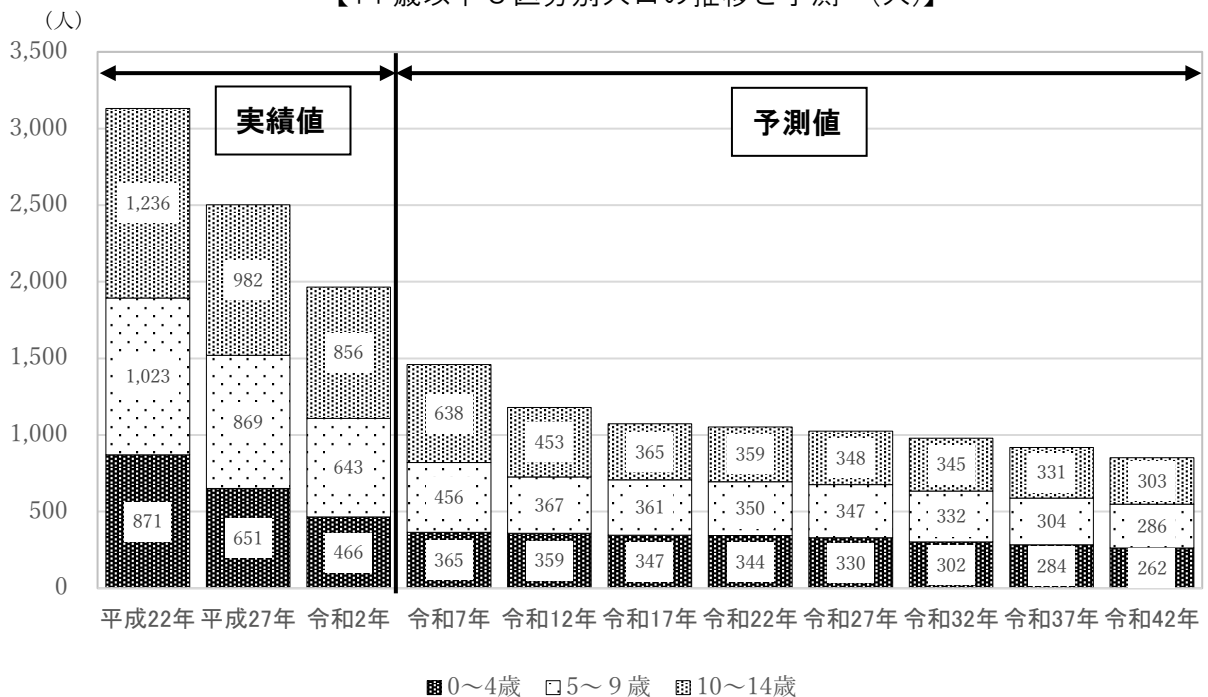


資料：国勢調査

6 子どもの人口推移と予測

本市の 14 歳以下の子どもの人口推移目標をみると、緩やかな減少で推移すると予測されています。

【14 歳以下 3 区分別人口の推移と予測 (人)】



資料：令和 2 年までは国勢調査、令和 7 年以降は市人口ビジョン目標人口値

7 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭はこの5年間、増加傾向にあり、令和2年では186世帯となっています。そのうち大半を母子世帯で占めていますが、この5年間で父子世帯の割合が増えています。

【ひとり親家庭の状況】

(戸)

	平成22年	平成27年	令和2年
ひとり親家庭世帯数(合計)	131	139	186
母子世帯数	113(86.3%)	121(87.1%)	153(82.3%)
父子世帯数	18(13.7%)	18(12.9%)	33(17.7%)

資料：国勢調査

8 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の構成比の推移をみると、平成27年から令和2年にかけて増加しており、特に高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加が目立っています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成27年		令和2年		構成比 増減率(%)
	世帯数(戸)	構成比(%)	世帯数(戸)	構成比(%)	
総世帯数	10,053	100.0	9,363	100.0	0.0
65歳以上の高齢者のいる世帯数	6,131	61.0	5,999	64.1	3.1
高齢者単身世帯数	1,677	16.7	1,682	18.0	1.3
高齢者夫婦世帯数	1,467	14.6	1,595	17.0	2.4
高齢者同居世帯数	2,987	29.7	2,722	29.1	-0.6

資料：国勢調査

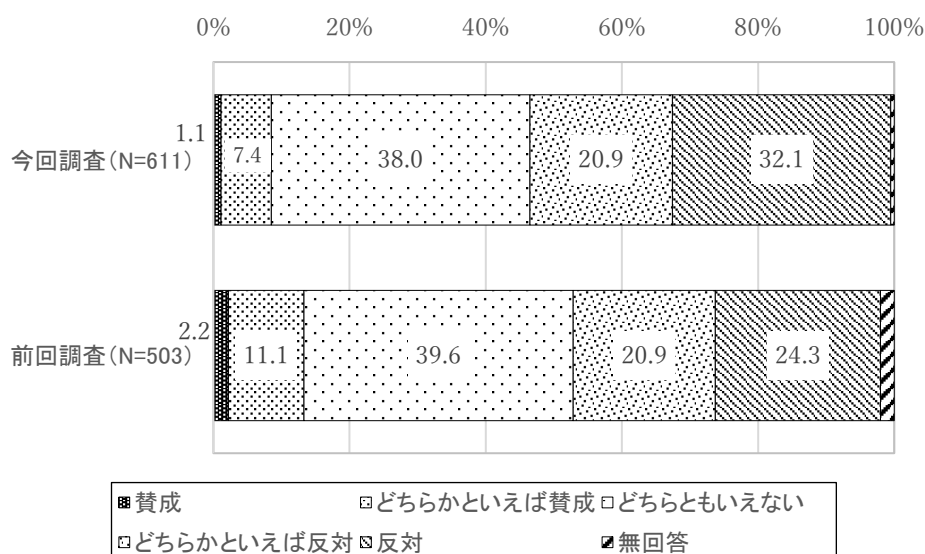
【2】アンケート調査結果から読み取れる課題

1 男女の役割分担と平等意識について

【市民アンケート調査結果より】

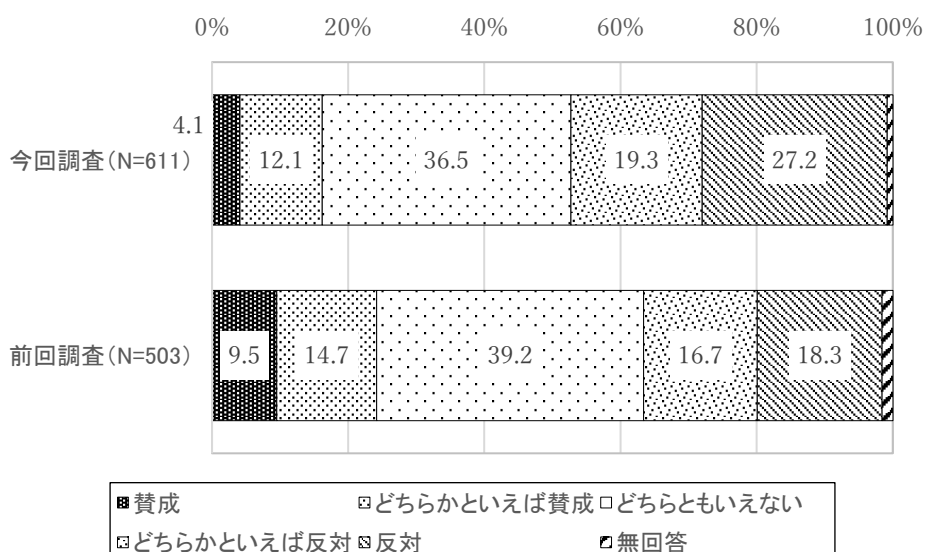
○「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方については、5年前の前回調査と比べて「反対意識」が増加し、「賛成意識」が減少している。また、今回調査では、「反対意識」の割合が半数を超えている。

【前回調査との比較／男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方】



○「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」についても、5年前の前回調査と比べて「反対意識」が増加し、「賛成意識」が減少している。また、今回調査では、「反対意識」の割合が半数近くを占めている。しかし、男女ともに年齢が上がるほど「賛成意識」が高くなり、女性よりも男性の方が「賛成意識」が高くなる傾向にある。

【前回調査との比較／「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方】



【「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方（性別・年齢別）】

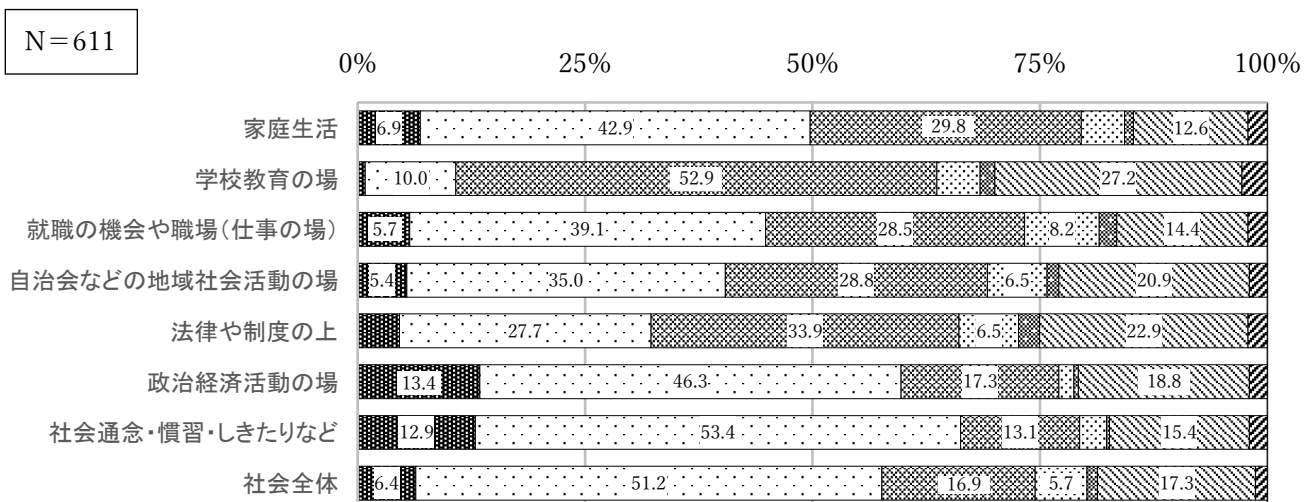
(%)

N = 611		賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	反対	無回答
(n=)							(%)
全体	(611)	4.1	12.1	36.5	19.3	27.2	
男性 × 年齢別	男性 × 18～19歳	(10)		40.0		30.0	30.0
	男性 × 20～29歳	(24)	4.2		37.5	20.8	33.3
	男性 × 30～39歳	(47)	4.3	14.9		38.3	23.4
	男性 × 40～49歳	(53)	5.7	17.0		45.3	20.8
	男性 × 50～59歳	(67)	6.0	19.4		40.3	16.4
	男性 × 60～69歳	(23)	4.3	17.4		43.5	4.3
	男性 × 70歳以上	(75)	6.7	20.0		34.7	16.0
	女性 × 年齢別	女性 × 18～19歳	(5)		20.0		40.0
女性 × 20～29歳	(29)	3.4		24.1		27.6	44.8
女性 × 30～39歳	(50)	8.0		24.0		18.0	50.0
女性 × 40～49歳	(60)	3.0	5.0		41.7	13.3	35.0
女性 × 50～59歳	(77)	5.2	10.4		29.9	22.1	32.5
女性 × 60～69歳	(32)	1.6	6.3		37.5	21.9	31.3
女性 × 70歳以上	(55)		12.7		45.5	20.0	18.2

○男女の平等意識については、全ての分野において「男性優遇意識」の割合が高い。特に「政治経済活動の場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」で目立っている。一方「学校教育の場」では比較的「平等意識」が高い。

【男女の平等意識】

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等になっている
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない



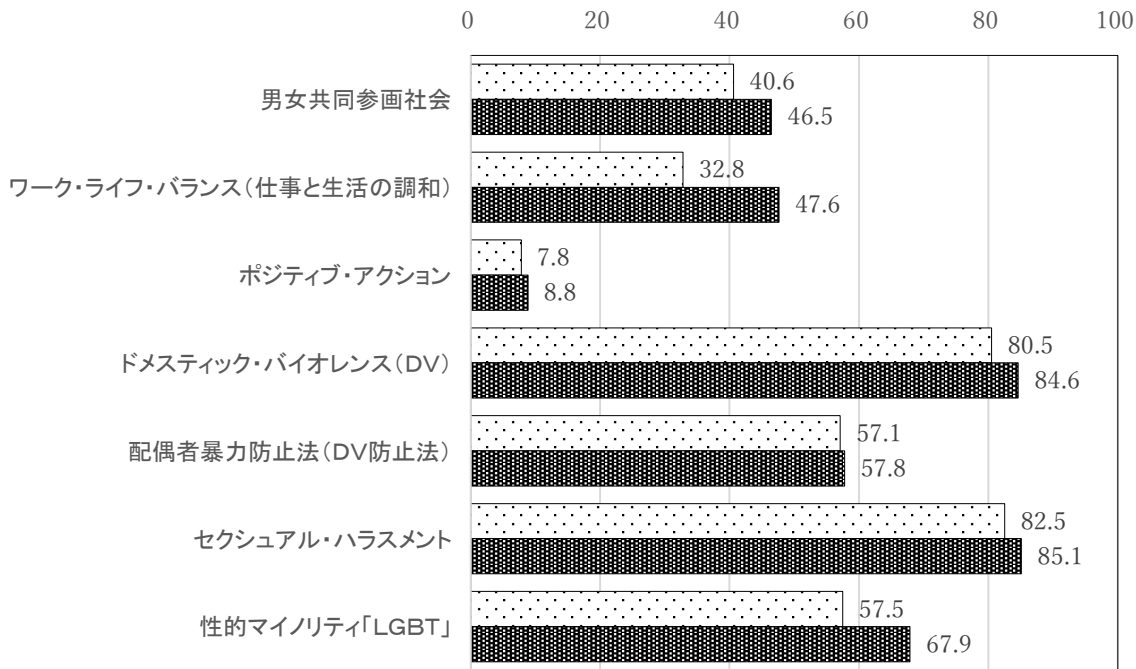
○男女が平等になるためには「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」

が上位に回答されている。

○男女共同参画に係る下記のすべての言葉において、言葉の内容を知っている人は、5年前の前回調査に比べて増加しており、特に「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の内容を知っている人の割合が増えている。

【前回調査との比較／言葉の内容を知っている割合】

(%)

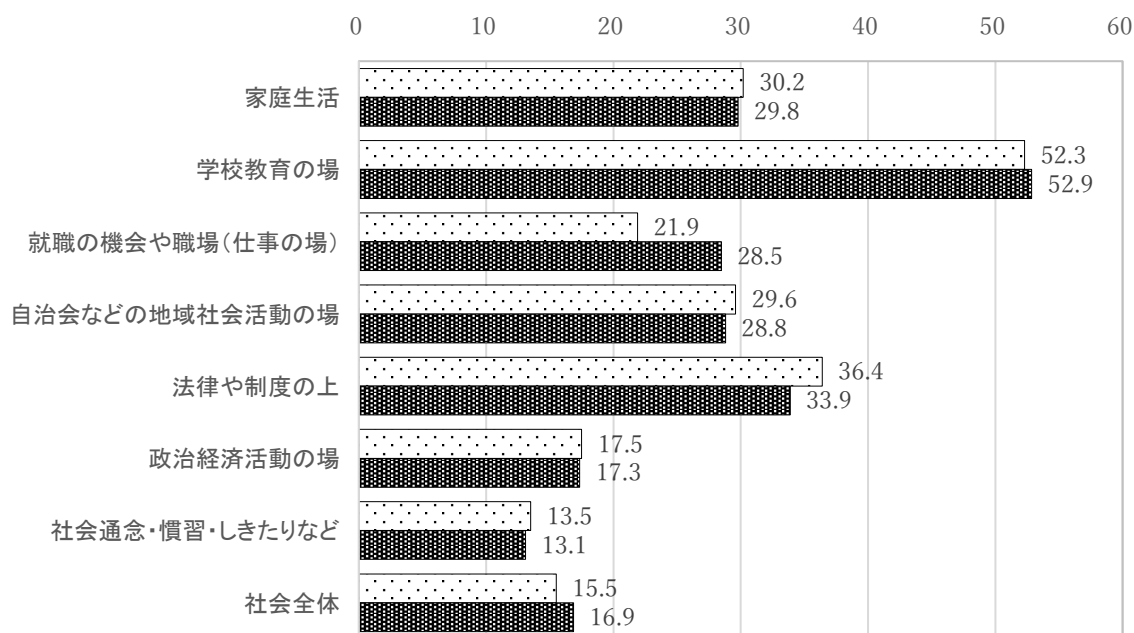


□前回調査 ■今回調査

○平等になっている割合は、「就職の機会や職場（仕事の間）」「社会全体」での割合が前回より増えているが、「法律や制度の上」では低下している。

【前回調査との比較／平等になっている割合】

(%)



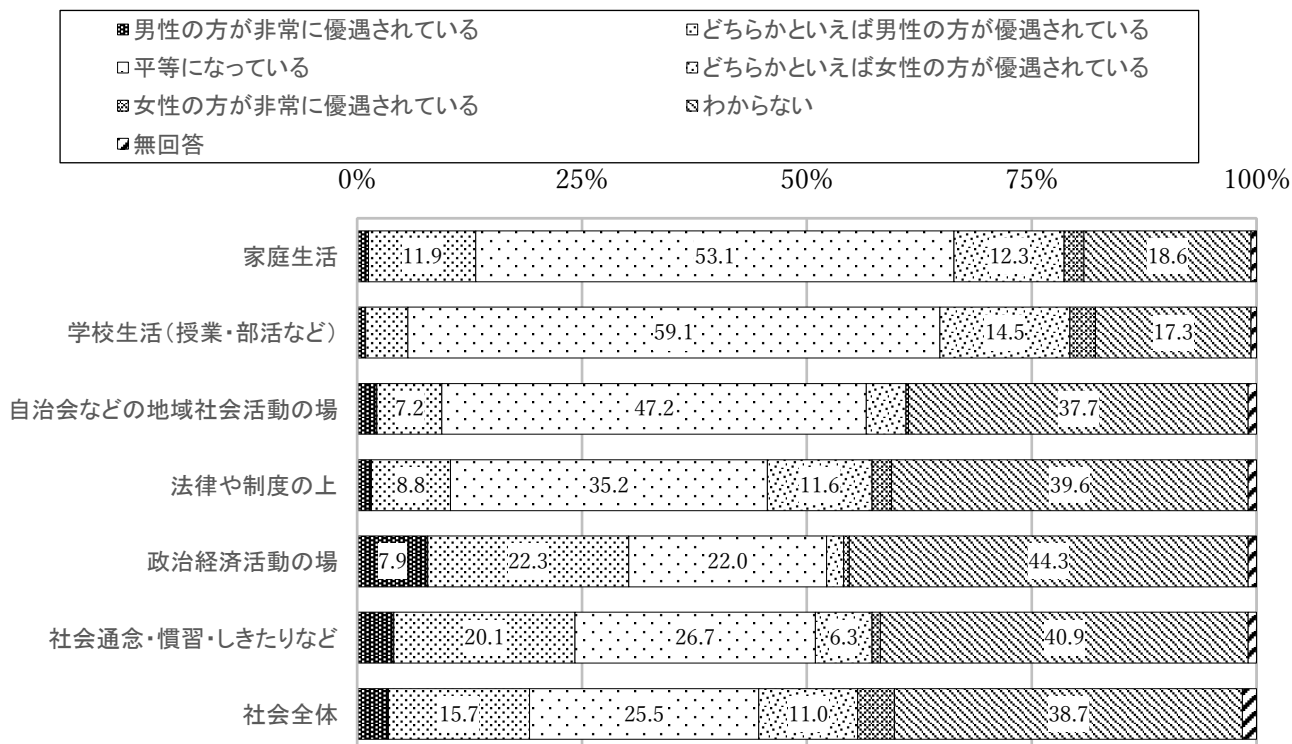
□前回調査 ■今回調査

○男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「学校での男女共同参画についての教育の充実」が上位に回答されている。

【中高生アンケート調査結果より】

○男女の平等意識に関しては、「学校生活」や「家庭生活」で平等意識が高く5割を超えてきているが、女性の方が優遇されている割合が、男性の方が優遇されている割合よりも多くなっている。

【男女の平等意識】



【今後の課題】

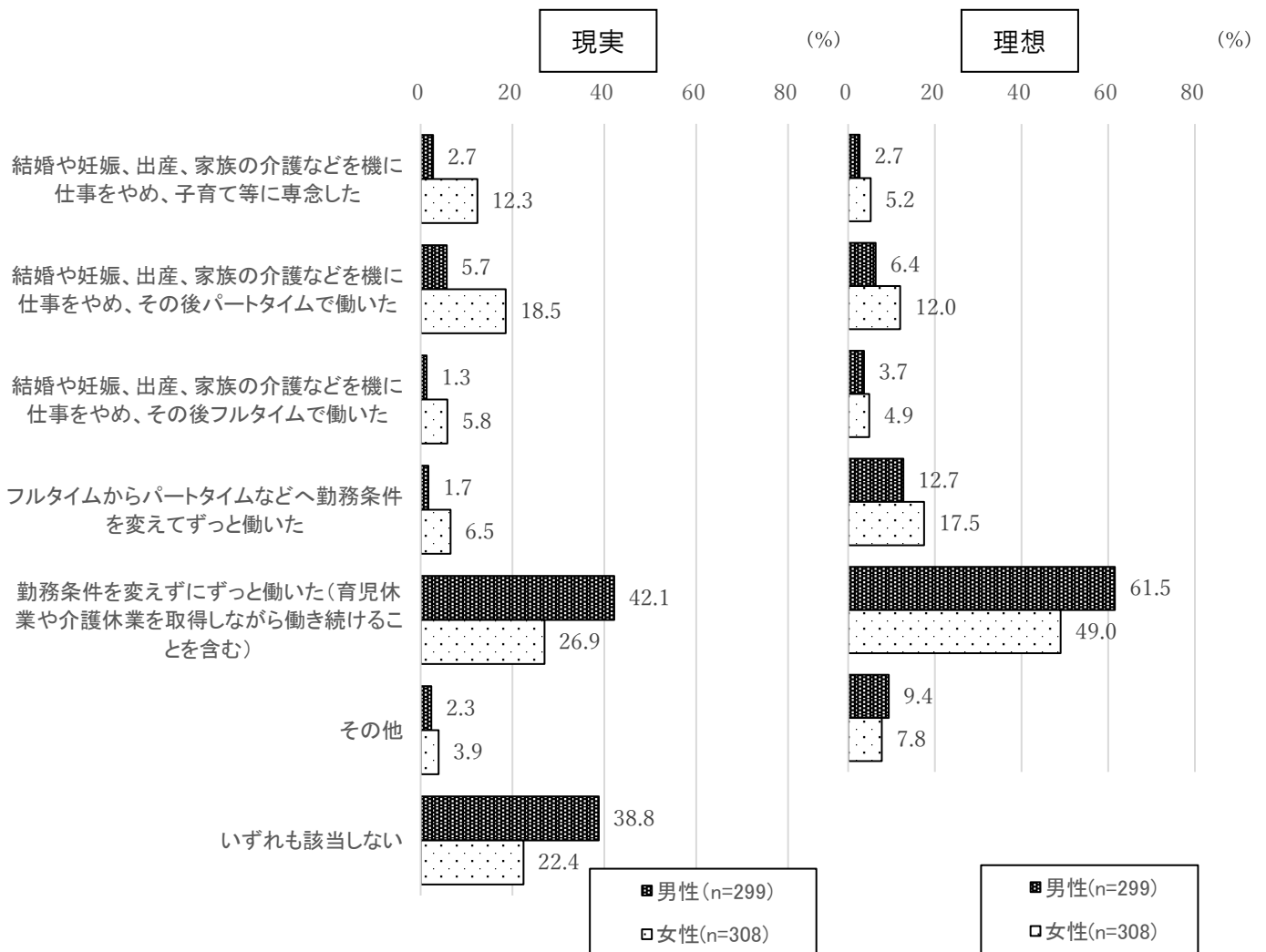
- 男女がお互いに認めあい、人権を尊重しながら協力して男女共同参画社会を実現するために、継続的で誰にでも分かりやすい意識啓発が必要です。
- 特に「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方などに代表される固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭する継続的な啓発が必要です。
- 教育の場をはじめとして、地域での幅広い年齢層を対象とした生涯学習の場など、意識の醸成を目的とした学習機会の充実が必要です。
- 啓発活動に当たっては、性別や年齢に応じた発信方法など、効果的な啓発方法の検討が必要です。

2 仕事と家庭について

【市民アンケート調査結果より】

○女性が、結婚や妊娠・出産・介護などの節目の働き方については、実際に選んだ働き方（現実）も、望ましい働き方（理想）も、男女共に「勤務条件などを変えずにずっと働く（育児休業や介護休業等の取得を含む）」が最も多いが、割合をみると、実際に選んだ働き方よりも望ましい働き方の方が高くなっており、継続的な就労ニーズがうかがえる。

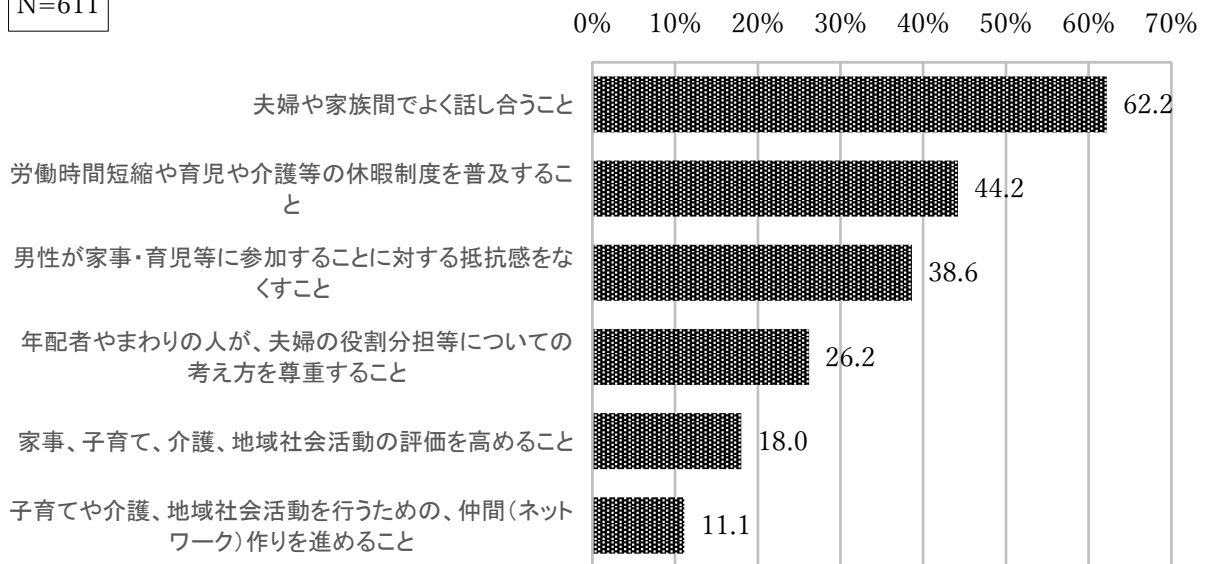
【ライフステージの節目の働き方（現実と理想）】



- 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」への「反対意識」は「賛成意識」を大きく上回っている。
- 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を、内容まで知っている割合は約5割である。
- 男性が家事や育児に参加するためには「夫婦や家族間によく話し合うこと」をはじめ「労働時間短縮や育児・介護等の休暇制度の普及」「男性が家事・育児等に参加することへの抵抗感をなくす」などが必要とされている。

【男性が家事や育児に参加するために必要なこと（上位項目抜粋）】

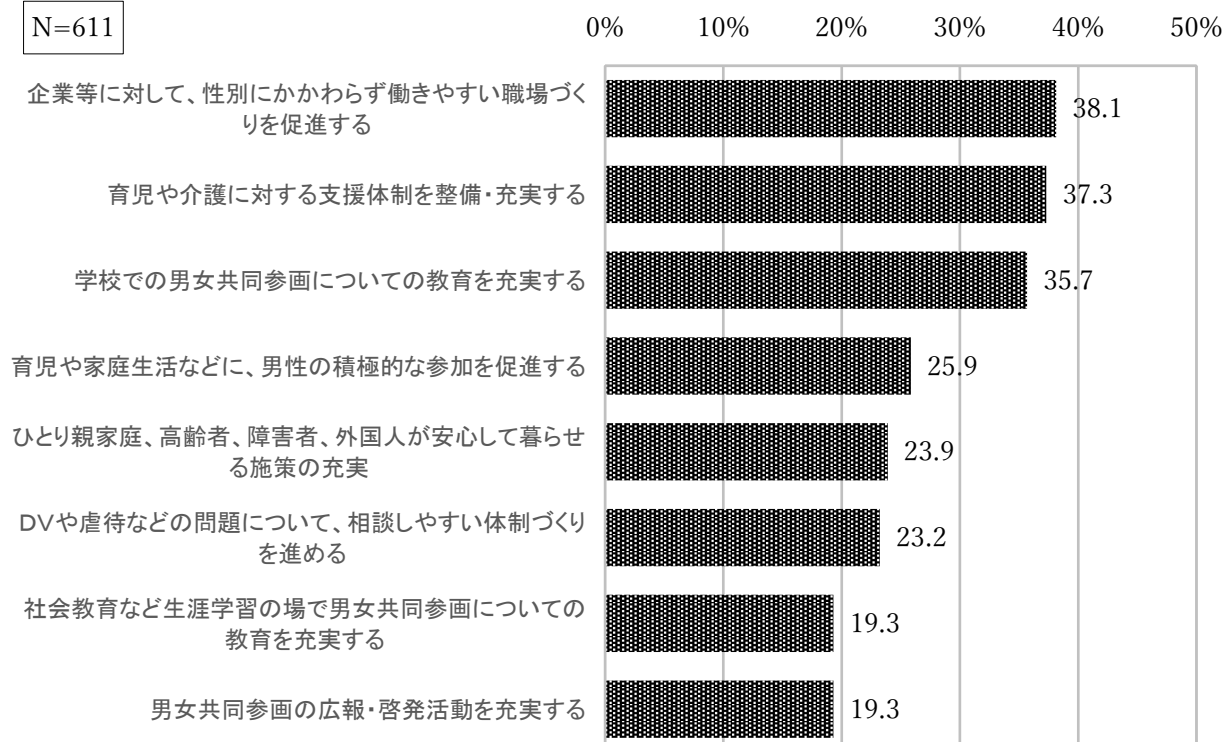
N=611



- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が最多で、次いで「育児や介護に対する支援体制の整備・充実」が続いている。

【男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこと（上位項目抜粋）】

N=611



- 「セクシュアルハラスメント」については、8割以上がその内容（意味）を知っている。
- 困難な問題を抱えた人の経験において、「職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント」が最も多かった。

【中高生アンケート調査結果より】

- 家庭では「ごみ出し」は「男の人がするほうがよい」と思う人が多く、「食事のしたく」などは「女の人がするほうがよい」と回答した人が多いが、全体的には「男女が協力してするほうがよい」の回答がそれぞれ最も多くなっている。

【今後の課題】

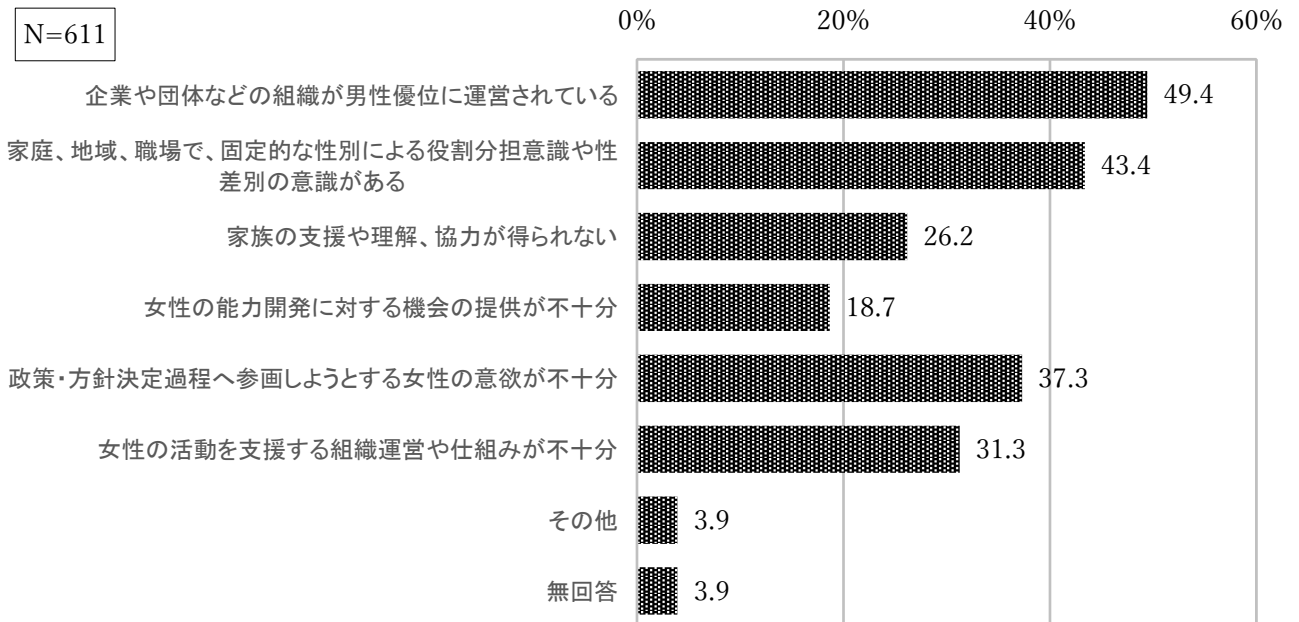
- 男女が共に育児休業や特に介護休業を取得しやすい環境の整備をはじめ、労働時間短縮や柔軟な働き方の促進に向けた、事業所等への働き掛けが必要です。
 - 「ワーク・ライフ・バランス」について、実践に向けた具体的な啓発活動や企業等への働き掛けが必要です。
 - 雇用や就業における、女性のニーズに応じた就業の継続や再就職など、関係機関と連携した支援が必要です。
 - 各種ハラスメント等の防止に取り組み、ハラスメントを発生させない、許さないよう事業所等への働き掛けが必要です。
-

3 政策・方針決定過程における女性の活躍について

【市民アンケート調査結果より】

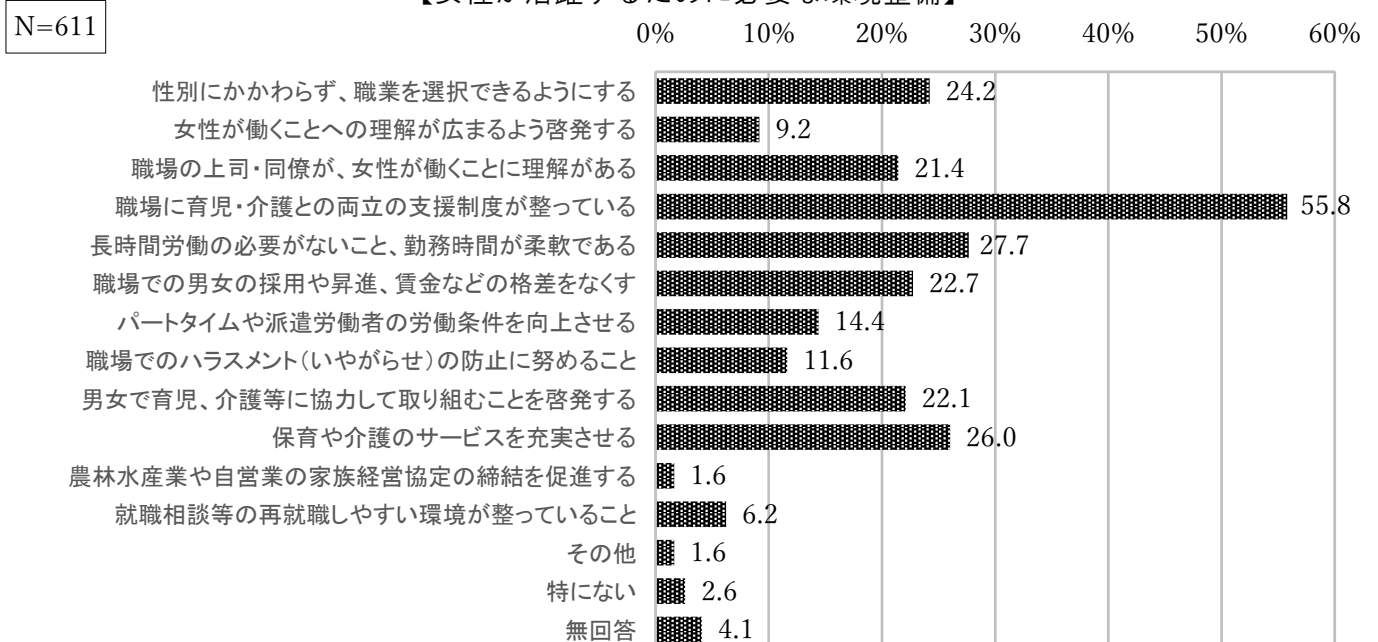
- 「政治経済活動の場」において「男性優遇意識」は過半数を占め、特に「男性の方が非常に優遇されている」割合が高い。
- 政治や行政、企業や団体などの政策・方針決定の過程に女性の参画が少ない理由として「組織自体が男性優位に運営されている」をはじめ、「家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担意識」「女性の意欲が不十分」などが上位に回答されている。

【政策・方針決定の過程に女性が少ない理由】



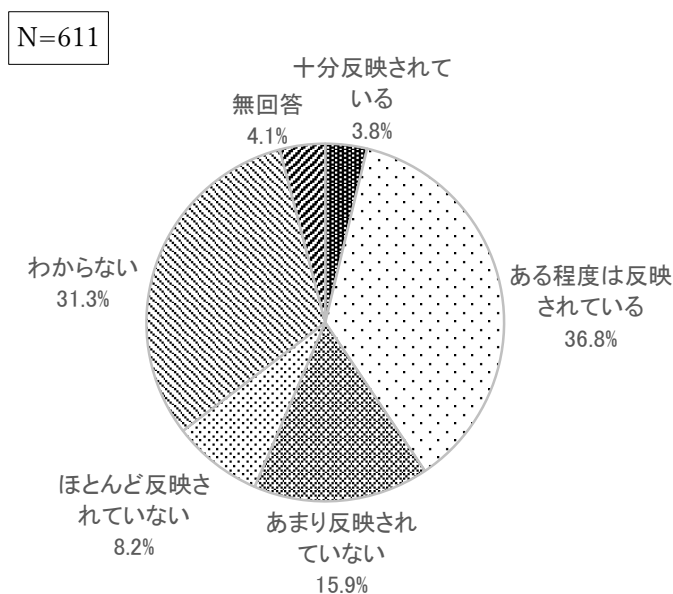
- 女性が活躍するために必要な環境整備については「育児・介護の両立について、職場の支援制度が整っていること」が最多で、このほか「長時間労働が必要ないこと、勤務時間が柔軟であること」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくすること」「性別にかかわらず、職業を選択できるようにすること」などが上位に回答されている。

【女性が活躍するために必要な環境整備】



- 女性の参画を進めるべき職業や役職については「国、県や市町村議会の議員」が最多で、このほか「国、地方公共団体の女性管理職、女性職員」「県や市町村の首長（知事・市長等）」「国、地方公共団体の審議会等委員」の順となっている。
- 「女性活躍推進法」の内容を知っている人は2割程度と低い。
- 行政の施策への女性の意見については、4割が「反映されている」と回答している。

【行政施策への女性の意見の反映について】



【今後の課題】

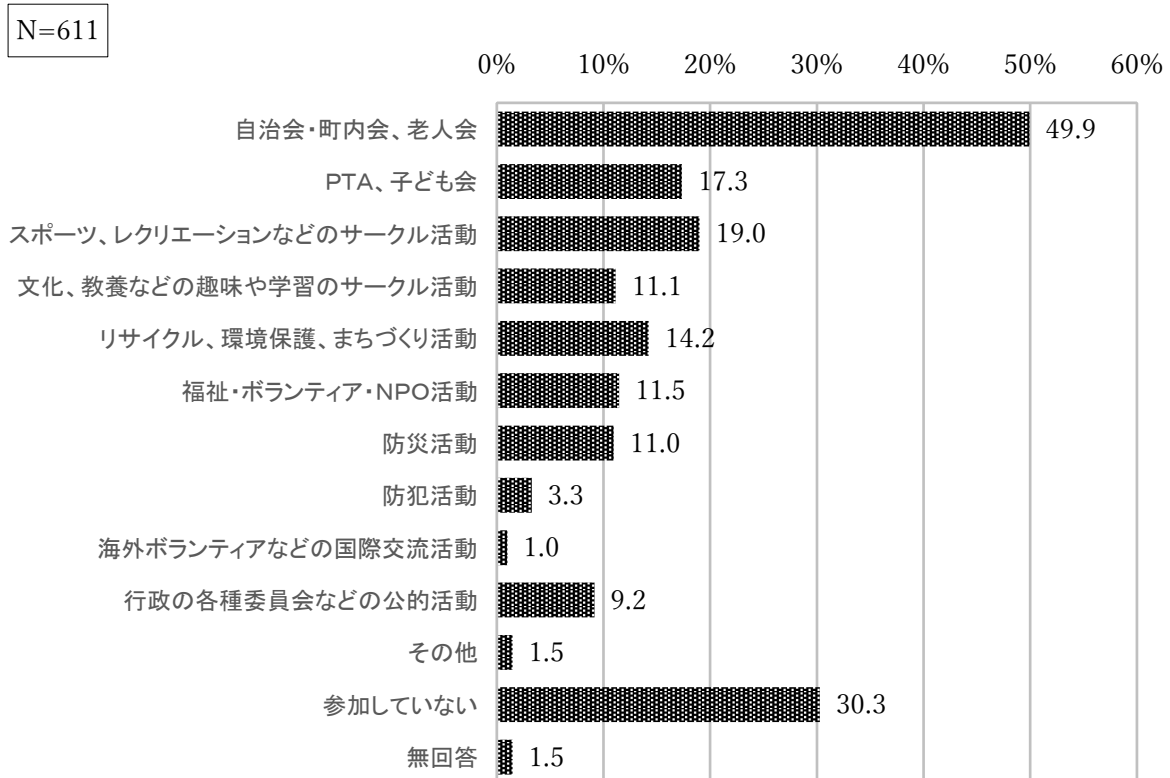
- 女性の活躍促進に向けた男性、女性双方の意識改革の促進が必要です。
- 審議会等において男女のバランスに配慮し、女性の積極的な登用をはじめ、性別にとられない評価による職員の管理職への登用などの取組が必要です。
- 性別にかかわらず、育児・介護の両立について、職場の支援制度を整えること、長時間労働が必要なく勤務時間が柔軟な働き方ができることの促進が必要です。

4 地域活動への参加状況

【市民アンケート調査結果より】

- 地域活動への参加は、「自治会・町内会」に半数が参加している。
- 地域活動に「参加していない」割合は、全体で3割近くを占めている。

【地域活動への参加状況】



- 防災・災害復興対策で強化すべき女性に関する取組について、「男女の違いや多様性に配慮したトイレや避難スペースなどの確保」「災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性へ配慮する」が上位に回答されている。
- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる施策の充実」が上位に回答されている。

【今後の課題】

- 自治会、町内会やPTA、子ども会等、地域活動の場において、社会通念や慣習、しきたりにとらわれず、お互いが協力して地域活動ができるよう啓発に努めることが必要です。
- 防災対策への男女の違いや多様性に配慮した視点やニーズの反映が必要です。
- ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる施策の充実が必要です。

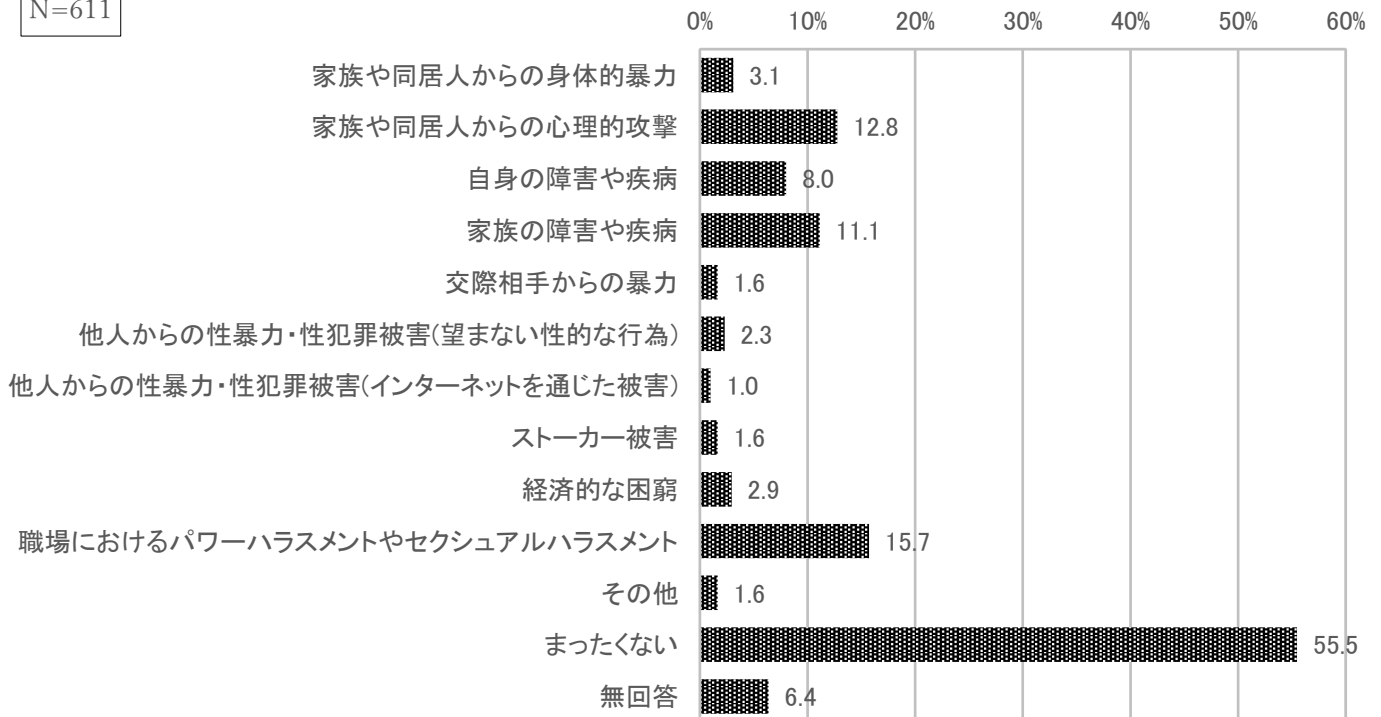
5 困難な問題を抱える女性への支援について

【市民アンケート調査結果より】

○困難な問題を抱えた経験については、約4割の人があると回答しており、その内容は「職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント」が最も多く、次いで「家族や同居人からの心理的な攻撃」「家族の障害や疾病」「自身の障害や疾病」と続いている。

【困難な問題を抱えた経験】

N=611



○問題の相談先としては「友人や知人」「家族や親族」「医療機関」「市役所・県などの公共機関」が多い。

○「どこ(だれ)にも相談しなかった」人が3割を占め、その理由としては「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから」が最も多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」などが続いている。

○今回、新たに施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は約1割の人が言葉の内容を知っていた。

【今後の課題】

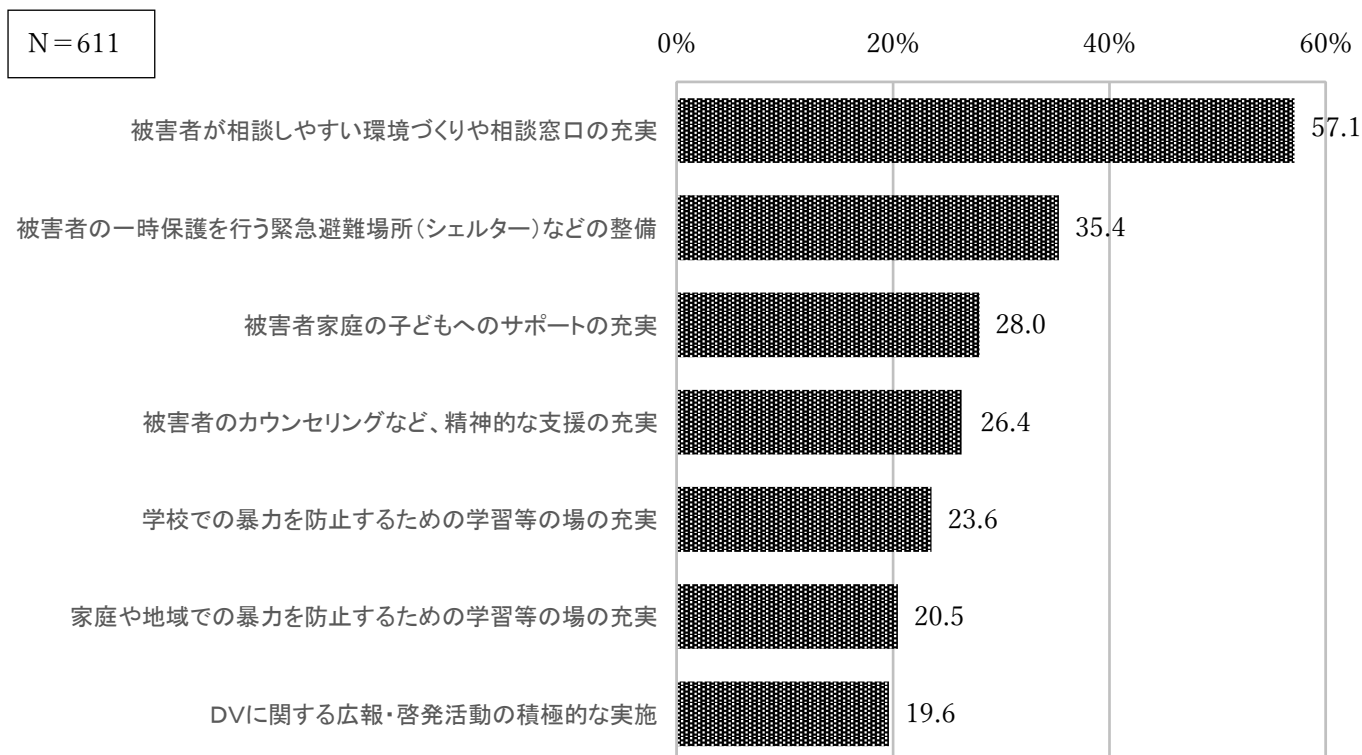
- 困難な問題を抱える人々の多様なニーズに対応できる支援体制の充実が必要です。
- 相談支援窓口の周知をはじめ、県の関係機関と連携して困難な問題を抱える人が相談しやすく、安心できる支援体制づくりが必要です。

6 男女間における暴力等の防止について

【市民アンケート調査結果より】

○DVに対する必要な取組について、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が最も多く、「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」「被害者のカウンセリングなど、精神的な支援の充実」が続いている。

【DVに対する必要な取組（上位項目抜粋）】



○男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「DVや虐待などについての相談しやすい体制づくり」が上位に回答されている。

【今後の課題】

- DV防止のための広報、啓発の充実をはじめ、家庭や学校、地域等における、幅広い年齢層を対象とした暴力防止のための啓発や教育の充実が必要です。
- 相談支援窓口の周知をはじめ、関係機関と連携してDV被害者等が相談しやすく、安心できる支援体制づくりが必要です。
- デートDVや虐待等、あらゆる暴力の防止に関して、様々な機会を通じた幅広い世代への広報、啓発の充実が必要です。

【3】第3次プランにおける取組内容と課題の整理

本市では、第3次プランに基づき、啓発や講座、研修会などの取組をはじめ、男女共同参画を推進するための様々な事業を実施してきました。それらの取組は、広報や啓発だけでなく学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、庁内横断的に取組を進めています。

これらの取組については、毎年度、美祢市男女共同参画審議会において進行管理を行い、問題点や課題をその後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第3次プランの「施策体系」における7つの基本目標ごとに、事業の進捗状況を踏まえ今後の取組の課題を整理しました。

(第3次)基本目標		1 人権の尊重と男女共同参画の推進		
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
人権教育ふれあい講座・リーダー講座参加者数	327人 (令和元年度)	360人	607人	生涯学習 スポーツ 推進課
社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 15.5% 中高生 39.4%	増やす	市民 16.9% 中高生 25.5%	市民・ 中高生 アンケート
学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 52.3% 中高生 64.1%	増やす	市民 52.9% 中高生 59.1%	市民・ 中高生 アンケート

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・数値目標に関しては、「人権教育ふれあい講座・リーダー講座参加者数」が目標値360人に対して2倍近い607人となり目標を達成しています。広い会場の利用や、リモート会場を整備することで、より多くの受講に対応することができました。しかし、市内事業所からの参加者が少なく、周知の方法や取り上げるテーマ等を工夫する必要があるとあり、市民が現存する様々な人権問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた実践へとつながるよう、引き続き参加促進に向けた働き掛けが必要です。
- ・数値目標の社会全体が「男女は平等になっている」と思っている市民の割合は、微増していますが、中高生では減少しています。また、学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合は、微増していますが、中高生では減少しています。さらなる男女共同参画や人権に関する情報提供、啓発活動が必要です。
- ・意識改革に向けた取組として、男女共同参画講演会を実施しました。男女共同参画講演会の受講者のアンケートでは、満足度が高く、ほとんどのの方が男女共同参画への関心・理解度が深まったと回答し、ジェンダーやDVについてよくわかったという声が多く、講演会が気づききっかけとなったと考えられます。今後も意識の向上に努める必要があります。
- ・男女共同参画に関する用語の周知をはじめ、教科の学習や講演会等を通して、男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上に努めてきましたが、近年、インターネットやスマートフォンの急速な普及により、メディア・リテラシーの重要性が更に高まっており、多様なメディアから

発信される情報を誰もが適切に読み解き正しく理解できるよう、引き続き用語の周知や啓発活動が必要です。

- 全ての小中学校において、人権(男女平等、異性への理解)に関わる道德等の授業を実施しました。また、人権に関する参観授業も実施し、児童・生徒だけでなく保護者や地域の方々に、人権の大切さについて考える機会を提供しました。今後も、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に継続して取り組むとともにLGBT等をめぐる社会的課題や多様な情報の取り扱い方等について、教職員、児童生徒共に考えていく機会を設けることが必要です。

【今後の主な取組の方向性】

- 様々な人権課題に対応できるための、男女共同参画やメディア・リテラシーを含めた市民への継続的な人権意識の醸成
- 市内の学校及び、企業や事業所に向けて、男女共同参画や人権に関する情報提供、学校や企業等への訪問による人権教育、啓発活動の実施
- 「人権教育ふれあい講座・リーダー講座」や「男女共同参画講演会」の充実に向けた工夫や改善の実施
- LGBT等をめぐる社会的課題や多様な情報の取り扱い等について考える機会の創出

(第3次)基本目標		2 ワーク・ライフ・バランスの推進		
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や意味を知っている市民の割合	市民 69.0% 中高生 44.2%	増やす	市民 75.9% 中高生 60.7%	市民・中高生アンケート
「家族介護教室」延べ参加人数	324人 (令和元年度)	500人	246人 (令和6年度)	福祉課

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- 数値目標としては、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や意味を知っている割合は、市民・中高生ともに増加しています。
- 家族介護教室は、令和6年度に246人の参加がみられましたが、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった教室も多く、目標値には届きませんでした。引き続き、高齢者を介護している家族に対して、介護方法についての知識や技術を習得してもらうための教室を開催し、性別にかかわらず介護への参画を推進する必要があります。また、地域包括支援センターを中心とした、高齢者福祉に関する相談件数は複合的な課題を持つ事例が増え、長期にわたる事例も多くなっています。総合相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連絡調整を行う包括的な支援体制の強化が必要です。
- 子育て支援については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズに合ったサービスの提供に努めてきました。引き続き、保護者のニーズに合わせた多様な子育て支援サービスの充実を図り、子育てと就労の両立支援に努めていく必要があります。
- 「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者数の増加に努めるとともに、研修会等の情報提

供を行いました。「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者は、令和7年3月現在で17事業者となっており、引き続き認証事業者の増加に向けた啓発活動に取り組むとともに、「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録促進にも併せて取り組む必要があります。

- ・放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、又は連携による実施を推進するため、美祢市放課後子ども教室連絡会議を実施しました。各放課後子ども教室担当者、放課後児童クラブ担当者、地域連携教育担当教員が参加し、それぞれの立場から平日の放課後に全ての子どもたちを対象にした多様な体験活動を、安心・安全に実施できる方法について協議できました。放課後の子どもたちのよりよい居場所づくりをめざした協議や研修、情報共有を行い、放課後子ども教室と放課後児童クラブの相互理解や連携の強化を図ることができました。今後も継続していく必要があります。

【今後の主な取組の方向性】

- 子育て支援サービスの充実と子育てと就労の両立支援
- 性別にとられない介護への参加促進
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携、放課後子ども教室の活動の充実に向けた情報の提供
- 「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者数および「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録増加に向けた取組

(第3次)基本目標	3 働く場における男女共同参画の推進			
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
仕事の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	21.9%	増やす	28.5%	市民アンケート
やまぐち農林漁業ステキ女子登録者数(累計)	8人	増やす	13人	農林課

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・仕事の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合は増加しており、これまでの取組の成果がでています。
- ・宇部・美祢地域ステキ女子市内登録者数(女性新規農業就業者数)の累計は、令和2年度の8人から令和7年度の13人に増加しています。これは、女性の農業経営参画に関する研修会への参加促進や情報提供を行い、農林業等自営業における男女共同参画を促進した成果がでています。研修会を通して他市の女性農業経営者との情報交換等を行い、マルシェでは、他の出店者と交流やつながりをもつことができ、周知や販路拡大に繋げることができました。特に、本市の第1次産業就業者構成比は、県の平均を大きく上回っており、女性農業者の経営参画に関する研修会への参加促進や家族経営協定の周知など、引き続き推進する必要があるとともに、女性の新規農業就業者に対する支援を関係機関と連携し行っていく必要があります。また、農林業等自営業における、女性の労働に対する適正な評価の促進と相互の意識改革に向け、研修会等の情報提供が必要です。
- ・市のホームページへの通年掲載により、育児・介護休業制度等の普及啓発と取得率向上の推進に努めました。しかし、依然として個人の考えによるところが大きく、男性の育児休業取得が浸透しな

い現状や男女共に介護休業が取りにくい現状がみられるため、引き続き普及啓発と取得率の向上に向けた企業等への働き掛けが必要です。

- ・男女雇用機会均等法等、雇用に関する法律や支援制度を周知し、労働条件の向上の促進に努めてきました。雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、今後も引き続き雇用に関する法律や支援制度の周知に努める必要があります。
- ・市広報紙や母子健康手帳交付時等を利用して、就労している妊婦全員に厚生労働省雇用均等・児童家庭局「働きながらお母さんになるあなたへ」を活用し制度を紹介しました。また、「山口県イクメン手帳」を配布し、父親の育児や家事の参加を促しました。働きながら安心して生み育てられるよう、今後も引き続き就労している妊婦等の状況を把握し、必要な相談等の援助を継続的に実施していくことが必要です。
- ・各種ハラスメント等の防止に向け、担当部署や企業等との連携を図り、情報提供に努めました。今後も引き続き各種ハラスメントの防止に努めることが必要です。

【今後の主な取組の方向性】

- 市ホームページを活用した育児・介護休業制度や雇用に関する法律、支援制度等の周知啓発
- 就労中の妊婦の状況把握と相談支援
- 家族経営協定の周知、関係機関と連携した女性新規就農者への支援
- 女性の労働に対する適正な評価の促進、意識改革に向けた研修会等の情報提供
- ハラスメント防止対策の推進

(第3次)基本目標	4 あらゆる場における女性活躍の推進			
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
市の審議会等における女性委員の割合	22.9%	30%	29.3% (令和6年度)	関係各課
「女性活躍推進法」という言葉や意味を知っている市民の割合	54.8%	増やす	50.4%	市民アンケート

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・企業や各種団体等における方針決定過程への女性の積極的登用や人材の育成に向けて、市のホームページ等を活用した啓発に努めるとともに、各所属において関係団体への呼び掛けに努めてきましたが、企業や団体などの意思決定過程への女性の参画は十分とは言えず、更なる啓発活動の充実が必要です。
- ・美祿市の審議会等における女性委員の割合は、令和2年度の22.9%から令和6年度の29.3%と、目標の30%をほぼ達成している状態になっています。庁内の推進本部会議や、庁内所属長宛の推進本部長名（市長名）文書等で積極的な女性の登用を呼び掛け、毎年登用状況を調査するなど、市の施策や方針等の立案・決定への積極的な共同参画を推進した結果、女性の登用が促進され、第3次プランで設定した女性登用率の目標にあと少しで達成できるところまでできています。第4次プランでは、男女のバランスに配慮して引き続き女性登用を促進するため、推薦依頼する各団体に対して、

できる限りの呼び掛けを行い、公募委員については、更に広く周知を徹底し、応募しやすく会議に出やすい環境への配慮など、今後も目標達成を目指し引き続き女性委員の登用促進を図る必要があります。

【今後の主な取組の方向性】

- 女性の積極的登用や人材育成についての啓発や情報提供
- 男女のバランスに配慮した女性登用率の目標達成に向けた呼び掛けや周知の徹底

(第3次)基本目標		5 地域社会における男女共同参画の推進		
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
自治会などの地域社会活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 29.6% 中高生 48.4%	増やす	市民 28.8% 中高生 47.2%	市民・ 中高生 アンケート
防災出前講座の開催回数	3回 (令和元年度)	7回	15回 (令和6年度)	総務課
多文化共生事業参加者数 (外国人除く累計)	88人 (令和元年度)	260人	45人 (令和6年度)	行政経営課
介護予防のための「通いの場」(週1回以上開催)の数	11箇所 (令和元年度)	15箇所	13箇所 (令和6年度)	福祉課

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・自治会などの地域社会活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民・中高生の割合がともに、微減しています。地域活動の場が、社会通念や慣習、しきたりにとらわれず、誰もが参加しやすいものとなるよう、区長の選任に関して相談があった際は、性別にとらわれることなく選任するよう助言を行いました。区長の選任については、輪番制を導入している地区が多く、結果的に世帯主の男性が登用される割合が高いと想定されます。今後も地域活動における更なる女性の参画を促進していくことが必要です。
- ・防災出前講座の開催回数は、目標値の7回を令和6年度には15回と大きく上回っています。防災出前講座を通して、自助・公助の重要性の認識や声掛けによる早期避難を促すことにより、住民の防災意識の向上に努めました。また、防災対応力を向上・強化するためには、女性や子ども、高齢者等の要配慮者に配慮した避難所運営が必要です。そのためには、自主防災組織等の市民が参画した避難所運営マニュアルの策定に取り組み、安心できる避難所運営体制を検討していくことが必要です。
- ・高齢者がその知識や経験を十分に生かし、地域活動等における担い手となれるよう、老人クラブや地域住民グループに対し補助金を交付し、その活動を支援しました。介護予防教室終了後、住民が自主運営する「通いの場」が設置され、現在13箇所で運営されています。今後も「通いの場」の数を維持していくことが必要です。
- ・障害者の地域生活を支えるため、関係機関と連携を図りながら「障害者計画」や「障害福祉計画」

に基づいた障害者施策の推進を図りました。今後も、障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの適切な利用促進に向けた継続的な支援が必要です。

- ・多文化共生事業に関して、教室外での市内行事やイベントへの参加などの活動を行うことで、参加意欲向上や認知度向上を図った結果、多様な参加者を増やすことができました。今後も継続的に事業を実施していく必要があります。

【今後の主な取組の方向性】

- 地域活動における更なる女性参画の促進
- 男女共同参画の視点による防災体制の構築
- 高齢者の社会参加や生きがいのための場の促進
- 障害福祉サービスの適切な利用促進に向けた支援
- 多様な価値観や文化に触れ、互いを認める心や態度を育成する国際交流や国際理解の取組の推進

(第3次)基本目標		6 生涯を通じた健康づくりの推進		
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
育児学級の参加率	65.1% (令和元年度)	70.0%	32.7% (令和6年度)	健康増進課
がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん）受診率の平均値	10.2% (令和元年度)	11.8%	8.7% (令和6年度)	健康増進課

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん）受診率の平均値は、目標値に届きませんでした。特に、乳がん検診の専門的な技術を有する放射線技師は限られており、早期配置は困難ですが、引き続き女性専門職員のみによる実施体制の確立を目指す必要があります。
- ・特定健康診査の受診料自己負担分の無料化を令和元年度から実施し、同時にパンフレットやポスター等による広報を強化しました。今後も、病気の早期発見、早期治療を促し、市民がいつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、がん検診と連携し受診率の更なる向上を図ることが必要です。

【今後の主な取組の方向性】

- 受診率向上に向けた広報の強化、がん検診との連携

(第3次)基本目標		7 あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進		
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
「DV防止法」という言葉や意味を知っている市民の割合	87.3%	増やす	87.9%	市民アンケート

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・「DV防止法」という言葉や意味を知っている市民の割合は、微増しています。窓口に啓発用リーフレットを配置し、あらゆる暴力の防止に関する法律や制度の周知を図りました。しかし、市広報紙や美祢市有線テレビ(MYT)を活用しての周知ができなかったため、さらなる周知を図ります。また、インターネット、SNSなどの普及による精神的な暴力被害など、時代の変化に伴う新たな課題にも対応するため、今後も継続的に防止、根絶のための啓発活動が必要です。
- ・DVの被害者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合は、半数から3割へと大きく減少しています。これは、市の広報紙やホームページを活用して相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、市における相談体制の充実を図り、また、国や県の研修等を活用し、相談従事者等の資質の向上を図った成果がでています。DVをなくすためには、被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実が最も重要であることから、引き続き研修への参加促進をはじめ、相談従事者の資質の向上を図ることが必要です。また、関係機関等との連携を強化し、情報を共有することにより、各種制度を活用し、暴力被害者等の相談者の安全を確保した上で自立を促す取組が必要です。

【今後の主な取組の方向性】

- 市の多様な広報媒体を活用した関係法律等の周知
- 相談窓口の更なる周知と関係機関等との連携強化
- 研修等を活用した相談従事者の資質向上

【4】本市の主な課題のまとめ

市民・中高生アンケート調査及びこれまでの取組等から見た課題を整理します。

1 人権の尊重と男女共同参画意識の醸成

- 市民アンケート調査結果では「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方については、「反対意識」が「賛成意識」を上回るものの、年齢が上がるほど「賛成意識」が高くなる傾向にあります。このような「男は男らしく、女は女らしく」に代表される固定的な性別役割分担意識や無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭に向けた継続的な意識啓発が必要です。また、性別や年齢によって意識差が大きいことから、性別や年齢、職業など属性ごとに効果的な啓発や情報発信の方法を検討していく必要があります。
- 近年のインターネットやスマートフォンの普及により、SNSで発信された情報について、人権侵害がされることがないよう呼び掛けるなど、不確かな情報やデマの拡散防止につながるメディア・リテラシーの向上に努めています。今後も、性別の固定的なイメージや役割分担にとらわれず、様々な人をバランスよく表現するなど、男女共同参画の視点に立ち、受け手のメディア・リテラシーを意識しながら、内容が正確に伝わるよう継続的な情報発信、啓発活動が必要です。
- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が上位にきています。今後も継続的な学校における学習機会の提供が必要です。
- 「性的マイノリティ（LGBT）」については、市民の6割近くがその内容や意味を知っており、中高生でも4割近くが知っています。LGBT等への配慮を含む人権の尊重と、男女共同参画社会の実現に向けた分かりやすい意識啓発の推進が必要です。

2 誰もが働きやすい職場環境

- 市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が最多で、次いで「育児や介護に対する支援体制の整備・充実」が続いています。また、女性が活躍するために必要な環境整備については「育児・介護の両立について、職場の支援制度が整っていること」が最多で、このほか「長時間労働が必要ないこと、勤務時間が柔軟であること」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくすること」「性別にかかわらず、職業を選択できるようにすること」などが上位に回答されています。働く場においては、性別にとらわれない雇用や、育児・介護の両立のための就業環境の整備をはじめ、労働時間短縮や柔軟な働き方に向けた事業所等への働き掛けが必要となっています。
- 「セクシュアルハラスメント」については、8割以上がその内容（意味）を知っており、働きやすい職場という視点からも、ハラスメント行為は人権侵害であるという意識の啓発と、その予防対策の促進が必要です。

3 女性が活躍できる社会づくり

- 市民アンケート調査結果では「政治経済活動の場」において「男性優遇意識」は過半数を占め、特に「男性の方が非常に優遇されている」割合が高くなっています。また、政治や行政、企業や団体などの政策・方針決定の過程に女性の参画が少ない理由として「組織自体が男性優位に運営されている」をはじめ、「家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担意識」「女性の意欲が不十分」などが上位に回答されています。女性の参画を進めるべき職業や役職については「国、県や市町村議会の議員」が最多で、このほか「国、地方公共団体の女性管理職、女性職員」「県や市町村の首長（知事・市長等）」「国、地方公共団体の審議会等委員」の順となっています。本市の令和7年度における、市の審議会等の女性委員の割合は3割弱となっています。また、行政の施策への女性の意見については、4割が「反映されている」と回答しています。男性、女性それぞれの意識の改革を促進する取組が必要であるとともに、さらに、審議会等における男女のバランスのとれた登用や性別にとらわれない適正な評価の促進と相互の意識改革が必要です。

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 市民アンケート調査結果では、女性が結婚や妊娠・出産・介護などの節目の働き方については、実際に選んだ働き方も、望ましい働き方も、男女共に「勤務条件などを変えずにずっと働く（育児休業や介護休業等の取得を含む）」が最も多くなっていますが、割合をみると、実際に選んだ働き方よりも望ましい働き方の方が高くなっており、継続的な就労ニーズがうかがえます。そのため、性別にかかわらず育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備が必要です。
- 市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が最多で、次いで「育児や介護に対する支援体制の整備・充実」が続いています。また、女性が活躍するために必要な環境整備として「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくすること」「長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること」「性別にかかわらず、職業を選択できるようにすること」などが上位に回答されています。働く場においては、性別にとらわれない雇用や、育児・介護の両立のための就業環境の整備をはじめ、労働時間短縮や柔軟な働き方に向けた事業所等への働き掛けが必要となっています。
- 男性が家事や育児に参加するためには「夫婦や家族間でよく話し合うこと」をはじめ「労働時間短縮や育児・介護等の休暇制度の普及」「男性が家事・育児等に参加することへの抵抗感をなくす」などが必要とされていることから、男性の労働時間の短縮と家事や育児等への参加と理解の促進、意識の改革に向けた取組が必要です。

5 あらゆる暴力を許さない意識づくり

- 市民アンケート調査結果では、DVに対する必要な取組について、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」「被害者の一時保護を行う緊急避難場所(シェルター)などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」「被害者のカウンセリングなど、精神的な支援の充実」などが求められており、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「DVや虐待などについての相談しやすい体制づくり」が上位に回答されています。相談支援の充実とDV被害者等が安心できる支援体制づくりの推進が必要です。

6 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進

- 市民アンケート調査結果では、地域活動への参加は、「自治会・町内会」に半数が参加しています。地域活動に「参加していない」割合は、全体で3割近くを占めており、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- 防災・災害復興対策で強化すべき女性に関する取組について、「男女の違いや多様性に配慮したトイレや避難スペースなどの確保」「災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性へ配慮する」が多くみられます。これからの防災対策については、女性や高齢者・障害者の視点やニーズの反映が欠かせません。
- 本市では「美祢市健康増進計画(いきいき健康みね21)」において、全ての年齢層の男女を対象とした健康づくりに取り組んでいます。今後も引き続き、がん検診等の受診率の向上や特定健康診査の受診勧奨をはじめとした男女の健康づくりの支援等について、継続的な取組が必要です。
- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる施策の充実」が上位に回答されています。高齢者や障害のある人等も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、環境を整備することが必要です。
- 困難な問題を抱えた経験については、約4割の人がると回答しています。その内容は「職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント」が最も多く、次いで「家族や同居人からの心理的な攻撃」「家族の障害や疾病」「自身の障害や疾病」と続いています。また、問題の相談先としては「友人や知人」「家族や親族」「医療機関」「市役所・県などの公共機関」が多くなっています。困難な問題を抱えた経験のある人のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人が3割を占め、その理由としては「相談しても無駄だと思ったから」が最も多く、次いで「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから」などが続いています。困難な問題を抱えた人々への支援を実施できるように専門性の向上を図り、連携体制の整備を推進することが必要です。

第4章 プランの基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

1 基本理念

基本理念については、策定当初から「～認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢～」と定め、「第3次プラン」では7つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

令和7年3月には、本市の政策の最上位計画である「第二次美祢市総合計画後期計画」を策定し、まちの将来像を「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く 誇れる郷土・秋吉台のまち」と定め、人権や男女共同参画の施策の基本方針として「互いに認め支え合えるまちづくり」を掲げています。

これは、市民をはじめ多様な主体との協働により、誰もが認めあえる社会をつくるために、市民一人一人の意識改革による社会全体への人権意識と、男女共同参画意識の浸透を目指して定めたものです。

策定当初に定めた基本理念は、この「第二次美祢市総合計画後期計画」における基本方針の考え方と同じ方向性であることから、本プランにおいても、この基本理念を継続し、性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 基本理念 ●

～ 認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢 ～

2 基本目標

「第3次プラン」においては、7つの基本目標に基づき、それぞれに基本施策を掲げ、施策を推進してきました。本プランでは、目指すまちの将来像として定めた「基本理念」の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化、新たな課題等を踏まえ、改めて6つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに「基本施策」を定め、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業を今一度見直し、現状に合わせて見直しや新たな事業の追加など、情報や環境の変化に応じた取組を推進します。

基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画の推進

男女共同参画意識の浸透に向けて、一人一人の個性を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、人権と男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などを通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進（美祢市女性活躍推進計画）

働く場において、誰もがそれぞれの個性や能力を發揮しながら自分らしく活躍できるよう、性別による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

基本目標 2 を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標 3 あらゆる場における女性活躍の推進（美祢市女性活躍推進計画）

社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の参画を促進するとともに、女性の能力發揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

基本目標 3 を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進（美祢市女性活躍推進計画）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取組を推進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組めます。

基本目標 4 を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

**基本目標5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組の推進
(美祢市DV防止基本計画) (美祢市困難女性支援基本計画)**

様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組めます。

基本目標5を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく「市町村基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

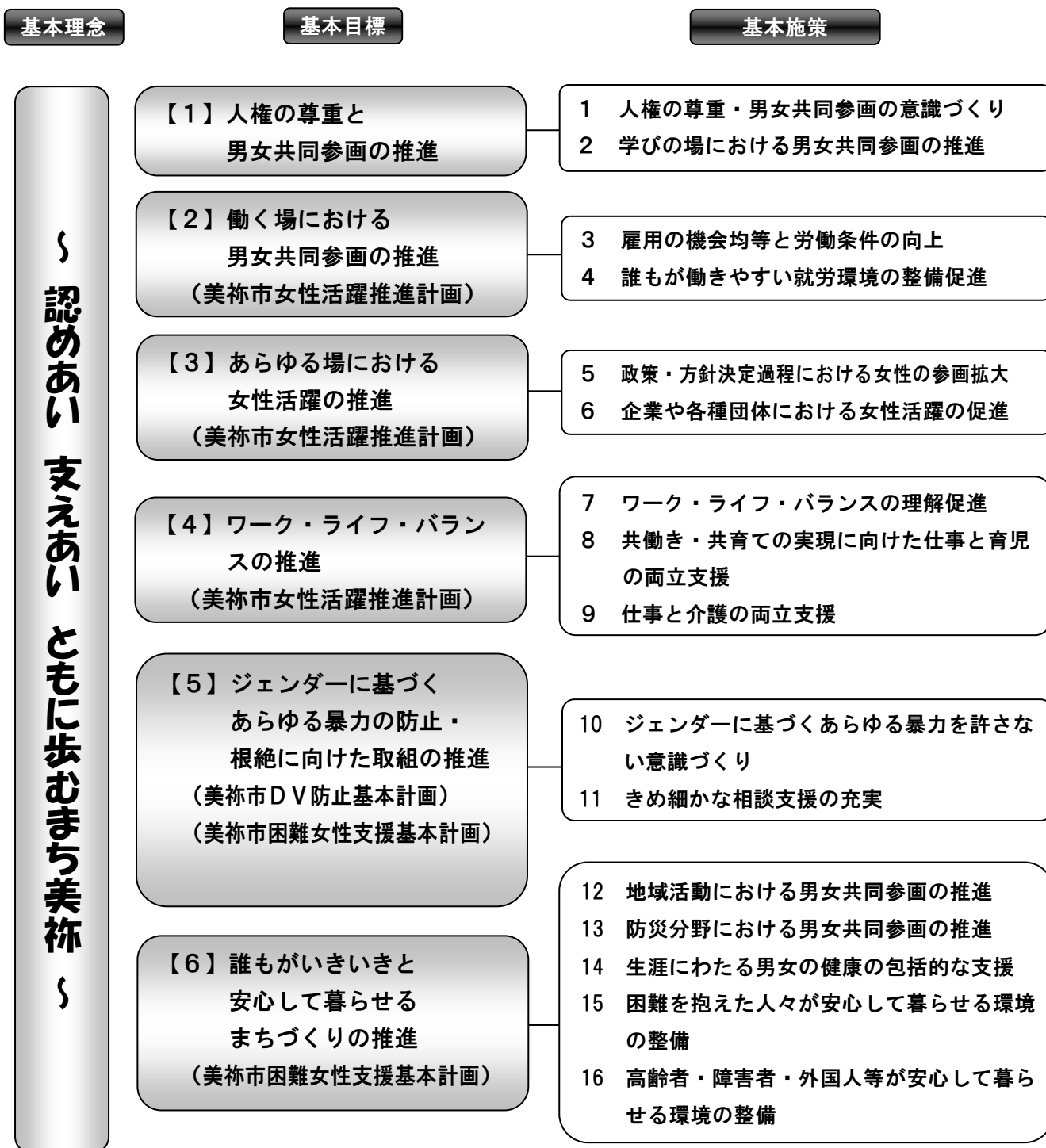
**基本目標6 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進
(美祢市困難女性支援基本計画)**

誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上を目指します。また、地域福祉や国際交流の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。

さらに、性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、健康づくりへの支援を推進します。

基本目標6を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

【2】 施策の体系



※基本目標2～4を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

※基本目標5を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

※基本目標5、6を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

第5章 プランの内容

※ 多様な広報媒体：
市報・市ホームページ・
美祢市有線テレビ(MYT)・
SNS・防災行政アプリ・
ポスター・チラシ 等のうち
適切なもの

【基本目標1】 人権の尊重と男女共同参画の推進

基本施策1 人権の尊重・男女共同参画の意識づくり

一人一人の個性を尊重し、相手を思いやり、認めあいながら人権を尊重する社会の実現に向けて、多様な広報媒体※を活用した啓発や情報の提供を行います。また、人権施策を推進するリーダーの養成に努めます。

男女共同参画社会への理解を促進するため、広く情報を収集するとともに、多様な広報媒体を活用した情報の提供や継続的な広報活動による啓発の推進に努めます。

取組名	取組内容	担当課
広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○県やその他団体等が主催する人権や男女共同参画に関する学習会、研修会等の情報を公民館や市の関係施設を通じて広く提供するとともに、市の多様な広報媒体を活用し、市民への周知を図ります。 ○性の多様性に配慮した情報提供(県パートナーシップ宣誓制度の周知を含む)を行い、意識啓発を推進します。 	福祉課
メディア・リテラシー意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビやインターネット等、多様なメディアから発信される映像や表現等の情報を、誰もが適切に読み解き正しく理解できるよう、市の多様な広報媒体を活用し、メディア・リテラシーに関する用語の周知や意識の啓発に努めます。 ○市の多様な広報媒体の作成において、固定的な性別役割分担意識を助長する表現や写真等の点検・見直しを行い、ジェンダー平等の視点に立った情報発信を推進します。 	福祉課 関係各課
人権教育・男女共同参画のリーダー養成	<ul style="list-style-type: none"> ○「美祢市人権教育ふれあい講座・リーダー講座」等、男女共同参画をはじめ様々な人権課題に関する講座を開催するとともに、情報を広く市民に周知し、男女共同参画を含めた人権教育のリーダーの養成に努めます。 ○国や県等からの研修会や学習会の案内を周知するとともに、日本女性会議や人権教育ふれあい講座等への参加、市の男女共同参画講演会の開催を通じて、リーダーの養成に努めます。 	生涯学習スポーツ推進課 福祉課

意識改革の促進	○市の多様な広報媒体を活用して「男女共同参画社会」についての理解を促進し、市民への男女共同参画意識の向上に努めるとともに、市民意識調査等を通じて市民意識の把握に努めます。	福祉課
固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発	○人々の中にある固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等による悪影響が生じないように、意識啓発に努めます。 ○市の多様な広報媒体を制作するにあたり、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資するよう、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせないように、ガイドラインを作成し職員の意識啓発に努めます。	福祉課

基本施策2 学びの場における男女共同参画の推進

児童・生徒が、その個性や能力を十分に発揮できるよう、人権や男女共同参画についての学習の充実により、理解の促進に努めます。また、地域、職場、家庭などあらゆる場や機会を通じて、広く市民への男女共同参画に関する学習機会の充実を努めます。

取組名	取組内容	担当課
地域・学校における学習機会の提供	<p>○全ての小中学校において、人権に関する参観授業を実施し、児童・生徒だけでなく保護者や地域住民等に、人権の大切さについて考える機会を提供します。</p> <p>○児童会や生徒会の活動、道徳の授業、人権の図書コーナーの設置など、各学校で工夫した取組を通じて、児童・生徒の人権意識の醸成を図ります。</p> <p>○児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に取り組むとともに、LGBT等性的マイノリティ（性的少数者）などの社会的課題や多様な情報の取り扱いについて考える機会を設け、お互いの性を尊重する意識づくりに努めます。</p> <p>○市内の公民館において開催する「人権教育講演会」を支援し、地域の学習機会の提供に努めます。</p> <p>○「美祢市人権教育ふれあい講座・リーダー講座」等の充実に向けた工夫や改善を行うとともに、市内の学校及び、企業や事業所に向けて、男女共同参画や人権に関する情報提供、学校や企業等への訪問による人権教育、啓発活動に努めます。</p>	学校教育課 福祉課 生涯学習スポーツ推進課

【基本目標 2】働く場における男女共同参画の推進

(美祢市女性活躍推進計画)

基本施策 3 雇用の機会均等と労働条件の向上

雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、雇用に関する法律や様々な制度について、市民や企業等への周知に努めます。

取組名	取組内容	担当課
育児・介護休業制度や柔軟な働き方の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市の多様な広報媒体を活用して、育児・介護休業制度や柔軟な働き方の普及啓発と取得の促進に努めます。 ○（一事業所として）美祢市の職員に対し、育児休暇や仕事と育児の両立支援等の制度周知と、制度を利用しやすい職場風土の醸成に努めます。 	商工労働課 総務課

基本施策 4 誰もが働きやすい就労環境の整備促進

各種ハラスメント防止対策など、働きやすい職場環境の整備を促進します。また、農業や自営業等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の働き掛けや情報提供に努めます。

取組名	取組内容	担当課
ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種ハラスメント等の防止に向け、国や県からのリーフレットやポスターなどを活用し情報提供に努めます。 ○（一事業所として）美祢市の職員に対し、各種ハラスメント等の防止に取り組み、ハラスメントを発生させない・許さない職場づくりを目指します。 	商工労働課 総務課
家族経営協定締結に関する周知と女性新規農業就業者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○家族経営協定についての周知に努めるとともに、関係機関と連携して、女性新規農業就業者に対する支援を行います。 	農林課
女性の労働に対する意識改革の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○性別にとらわれない適正な評価の促進と相互の意識改革に向け、研修会等の情報提供を行います。 	商工労働課

【基本目標 3】あらゆる場における女性活躍の推進

(美祢市女性活躍推進計画)

基本施策 5 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

政策や方針決定過程の場において、女性の参画機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できるよう努めるとともに、庁内においても、審議会等における女性委員選任割合の向上を図ります。

取組名	取組内容	担当課
審議会等委員への女性登用の促進	○庁内の審議会等における委員等改選に当たっては、男女のバランスに配慮し、審議会等委員への女性の登用を促進します。 ○男女のバランスの取れた公募委員の確保に向け、広く周知し、応募しやすく、会議に参加しやすい環境の整備に努めます。	関係各課 (福祉課)
意思決定過程への女性の参画拡大	○「美祢市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で目標としている女性登用率の達成に向け、職員の採用や管理職への登用など、意思決定過程への女性の参画拡大に努めます。	総務課

基本施策 6 企業や各種団体における女性活躍の促進

方針決定過程の場への女性の積極的な登用や人材の育成に向けて、市の多様な広報媒体を活用した周知及び啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
女性の登用や人材育成の促進	○企業や各種団体等における方針決定過程への女性の積極的な登用や人材の育成に向けて、市の多様な広報媒体を活用した啓発に努めます。	商工労働課

【基本目標4】ワーク・ライフ・バランスの推進

(美祢市女性活躍推進計画)

基本施策7 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や普及に向けた啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
企業等を対象とした啓発の推進	○「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者数や「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録事業者数の増加に向けて、市のホームページで各事業者を紹介することで企業等への啓発を推進します。	福祉課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	○市の多様な広報媒体を活用して、男女共同参画に関する研修会等の情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。	商工労働課

基本施策8 共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援

誰もが、仕事と子育ての家庭生活を両立できるよう、男性が家事や育児をすることへの理解や参加を促進するとともに、仕事と子育ての両立を支援する体制の充実に努めます。

取組名	取組内容	担当課
子育て支援の充実	<p>○母子健康手帳交付時に、働く女性の妊娠・出産・育児について法律で定めていることやハラスメントの相談先などをパンフレットにした「働きながらお母さんになるあなたへ」を活用して制度等を紹介するとともに、就労している妊婦の状況を把握して、必要に応じて相談等の支援を行います。</p> <p>○安心して子育てができるよう、両親学級や育児学級を開催します。</p> <p>○乳児保育や延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育等、保護者のニーズに応じた保育サービスを充実し、子育てと就労の両立支援に努めます。</p> <p>○放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、平日の放課後や休日等に地域住民の参画を得て、学習活動や体験活動等を行い、児童の豊かな成長につなげます。</p> <p>○放課後子ども教室の活動が充実するよう、情報提供に努めます。</p>	健康増進課 子育て支援課 生涯学習スポーツ推進課

基本施策9 仕事と介護の両立支援

誰もが、仕事と介護などの家庭生活を両立できるよう、性別にとらわれることなく、介護をすることへの理解や参加を促進するとともに、仕事と介護の両立を支援する体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
性別にとらわれな い介護への参加促 進	○高齢者を介護している家族に対し、介護方法につい ての知識や技術を習得する教室を開催し、性別にと らわれぬ介護への参画を促進します。	福祉課

【基本目標5】 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組の推進

(美祢市DV防止基本計画)(美祢市困難女性支援基本計画)

基本施策10 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない意識づくり

多様な広報媒体を活用して、幅広い年齢層を対象に、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防止、根絶するための意識啓発の推進や学習機会の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

取組名	取組内容	担当課
ジェンダーに基づくあらゆる暴力に関する情報や学習機会の周知	<p>○市の多様な広報媒体を活用し、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止に関する法律の周知や正しい知識の普及、また研修会などの学習機会の情報提供を行い、意識啓発を推進します。</p> <p>○若い恋人同士のDV（いわゆるデートDV）の実態や防止方法について周知することによって、若年層への意識啓発を推進します。</p>	福祉課 学校教育課

基本施策11 きめ細かな相談支援の充実

関係機関と連携して、相談窓口の周知や被害者の自立支援など、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
相談体制の充実	<p>○市の多様な広報媒体を活用し、暴力被害や虐待等についての相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、適切な相談支援に努めます。</p> <p>○相談員の研修やセミナー等への参加を促進し、資質向上に努めます。</p>	福祉課

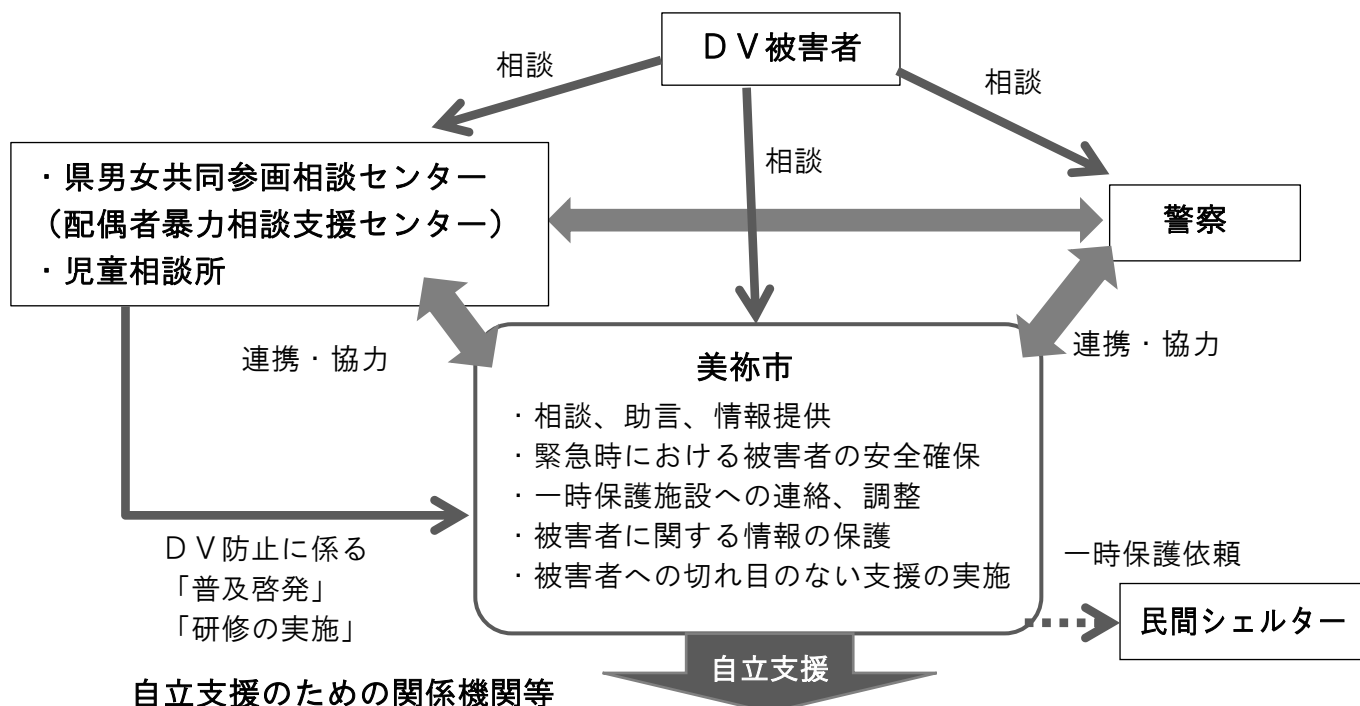
●配偶者からの暴力に関する相談【相談窓口】

名称	所在地	電話番号
山口県男女共同参画相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	〒753-0056 山口市湯田温泉 5-1-1 山口県婦人教育文化会館内	相談専用 083-901-1122 DVホットライン(緊急用) 0120-238122
市町名	担当窓口名	電話番号
美祢市	市民福祉部福祉課	0837-52-5227

●性犯罪被害等の相談【相談窓口】

名称	担当機関	電話番号
やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお	山口県男女共同参画相談センター	083-902-0889
県警レディース・サポート 110	山口県警察本部	#8103 または 0120-37-8387

【参考／DV被害者への支援体制】



自立支援のための関係機関等

《市関係機関》

市民課	・住民基本台帳閲覧規制 ・国民健康保険、年金手続
福祉課	・生活保護 ・障害者支援 ・高齢者支援
子育て支援課	・ひとり親生活支援 ・保育所
健康増進課	・健康相談、心のケア
教育委員会事務局	・就学手続、安全対策
建設課	・市営住宅

《心理的・医療的ケア》

・医療機関
・健康相談
・家庭児童相談

《法的手続き》

地方裁判所	・保護命令
法テラス	・法的相談 ・弁護士紹介

《その他》

・就労支援（ハローワーク）など

【基本目標6】誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進

(美祢市困難女性支援基本計画)

基本施策12 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動の場において、性別にかかわらず誰もが主体的に参画できるよう啓発に努めるとともに、女性役員の登用を促進します。

取組名	取組内容	担当課
地域活動における女性の参画拡大	○自治会、町内会やPTA、子ども会等、地域活動の場において、社会通念や慣習、しきたりにとらわれず、お互いが協力して地域活動ができるよう啓発に努めるとともに、女性の参画を促進します。	関係各課 (地域振興課) (生涯学習スポーツ推進課)

基本施策13 防災分野における男女共同参画の推進

防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上に取り組むとともに、男女共同参画の視点や新しい生活様式を踏まえた避難所運営体制を構築します。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点による防災体制の構築	○「美祢市地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点及び災害発生時の避難生活における良好な生活環境の確保を図ることにより、新しい生活様式を踏まえた避難所運営体制の構築を目指します。 ○女性消防団員の育成に取り組み、女性消防団員が活動しやすい環境づくりに努めます。	総務課 消防本部

基本施策 14 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

誰もが生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、「美祢市健康増進計画（いきいき健康みね21）」に基づき生涯にわたる男女に応じた市民の健康づくりを包括的に支援します。

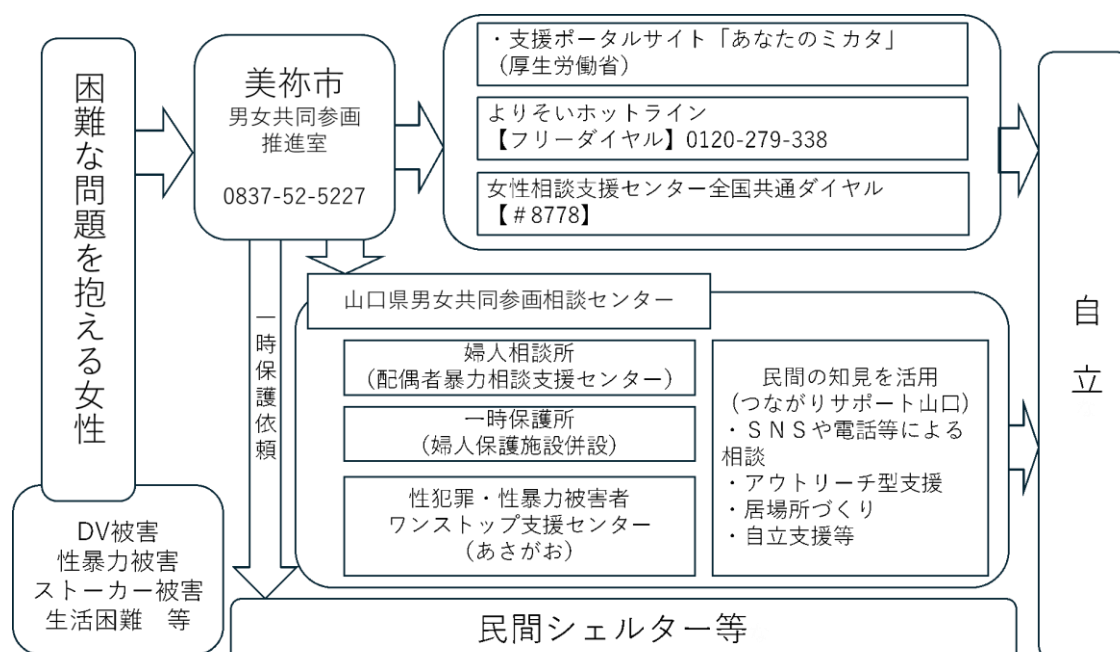
取組名	取組内容	担当課
がん対策・生活習慣病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○がん対策・生活習慣病の予防に向けて、がん検診や特定健康診査についてパンフレットやポスター等による周知を強化するとともに、未受診者に対して、はがきの送付等による受診勧奨を行います。 ○集団検診で栄養指導を行い、生活習慣病予防の充実を図ります。 ○市立病院において、受検したくなる乳がん検診を目指し、検診スタッフや撮影方法などの検討を行います。 	健康増進課 市民課 病院事務局

基本施策 15 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

困難を抱えた人々が安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むとともに、支援を実施できるように専門性の向上を図り、連携体制の整備を推進します。

取組名	取組内容	担当課
多様なニーズに対応できる支援体制の構築	○複雑・多様化する困りごとに対応するため、相談窓口や関係機関の関係者の横の連携を深め、必要に応じて他分野の相談機関やサービスへつなげることができる体制を構築します。	福祉課
相談窓口の周知と予防啓発	○市の多様な広報媒体を活用し、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、適切な予防支援に努めます。	福祉課

【困難な問題を抱える女性の支援】



基本施策 16 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害のある人、外国人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、また誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、環境を整備します。

取組名	取組内容	担当課
高齢者の社会参加や生きがいのづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「美祢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉を推進するとともに、高齢者がその知識や経験を十分に生かし、地域活動等における担い手となれるよう、老人クラブや地域住民グループを支援し、高齢者の社会参加や生きがいのづくりを促進します。 ○市の多様な広報媒体を使った会員募集の広報等、シルバー人材センターへの支援を行います。 	福祉課 商工労働課
障害者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して生活できるよう「美祢市障害者計画」に基づき、「地域共生社会」の実現に向けて障害者福祉の推進を図ります。 ○「美祢市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害のある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、提供する体制やサービスを確保するための方策等を検討して、障害福祉サービスの充実を図ります。 	福祉課
多文化共生のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○グローバル化の流れが進む中で、多様な文化や価値観や文化の違いを認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。 	行政経営課

第6章 数値目標の設定

基本 施策	評価項目	現状値 (令和7年度)	目標値 令和12年度	把握方法
【基本目標1】 人権の尊重と男女共同参画の推進				
1	人権教育ふれあい講座・リーダー講座参加者数	607人	650人	生涯学習 スポーツ 推進課
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 16.9% 中高生 25.5%	市民 50% 中高生 50%	市民・ 中高生 アンケート
2	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 52.9% 中高生 59.1%	市民 75% 中高生 75%	市民・ 中高生 アンケート
【基本目標2】 働く場における男女共同参画の推進（美祢市女性活躍推進計画）				
3	仕事の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	28.5%	50%	市民 アンケート
4	やまぐち農林漁業ステキ女子登録者数（累計）	13人	15人	農林課
【基本目標3】 あらゆる場における女性活躍の推進（美祢市女性活躍推進計画）				
5	市の審議会等における女性委員の割合	29.3% (令和6年度)	33%	関係各課 (福祉課)
6	「女性活躍推進法」という言葉や意味を知っている市民の割合	50.4%	75%	市民 アンケート
【基本目標4】 ワーク・ライフ・バランスの推進（美祢市女性活躍推進計画）				
7	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や意味を知っている市民の割合	市民 75.9% 中高生 60.7%	市民 90% 中高生 75%	市民・ 中高生 アンケート
8	育児学級の参加率	32.7% (令和6年度)	33.3%	健康増進課
9	「家族介護教室」延べ参加人数	246人 (令和6年度)	300人	福祉課

基本 施策	評価項目	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度	把握方法
【基本目標5】ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組の推進 (美祢市DV防止基本計画) (美祢市困難女性支援基本計画)				
10	「DV防止法」という言葉や意味を知っている市民の割合	87.9%	90%	市民 アンケート
11	困難な問題を抱えどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合	26.2%	10%	市民 アンケート
【基本目標6】誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進 (美祢市困難女性支援基本計画)				
12	自治会などの地域社会活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 28.8% 中高生 47.2%	市民 50% 中高生 50%	市民・ 中高生 アンケート
13	避難所運営マニュアルの策定に参画する団体数	0 団体	2 団体	総務課
14	がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)受診率の平均値	8.7% (令和6年度)	12%	健康増進課
15	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」という言葉や意味を知っている市民の割合	10.8%	50%	市民 アンケート
16	介護予防のための「通いの場」(週1回以上開催)の数(箇所)	13 箇所 (令和6年度)	13 箇所	福祉課
16	多文化共生事業参加者数(外国人含む累計)	180 人	1,160 人	行政経営課

第7章 プランの推進

【1】 庁内の推進体制の整備

本プランは、市政のあらゆる分野にわたる計画です。長期的な視点に立ち、プランを着実に推進していくために、全庁的な取組を行います。

庁内の横断的組織である「美祢市男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局との連携を図り、毎年度進捗状況を点検しながら、関連施策の総合的な推進を行います。

【2】 男女共同参画の推進に関する審議会の設置・運営

幅広い分野にわたる各施策を着実に推進するため、学識経験者や市民の代表で構成する「美祢市男女共同参画審議会」において、市民の意見の把握及び施策に反映させるための調査・研究・審議を行います。

【3】 国・県・関係機関・各種団体との連携

本プランを効果的・計画的に推進するため、国や県、他の自治体の情報を的確に把握するとともに、市民・企業・各種団体等との連携を図ります。

【4】 プランの周知

本プランの推進に当たっては、行政と市民や企業、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、市の多様な広報媒体を活用し、本プランに基づく取組の実施内容について、広く周知に努めます。また、あらゆる機会を通して、関係機関や市民等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

資料編

1 策定経過

期日	項目	内容
令和7年 7月24日	第1回 美祢市男女 共同参画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次美祢市男女共同参画プランの進捗状況について ・計画策定スケジュールについて
令和7年 8月20日	第1回 美祢市男女 共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次美祢市男女共同参画プランの進捗状況について ・計画策定スケジュールについて ・市民アンケート及び中高生アンケートについて
令和7年 9月	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の実施 ・中高生アンケート調査の実施
令和7年 11月5日	第2回 美祢市男女 共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民アンケート及び中高生アンケートの結果について ・第4次美祢市男女共同参画プランの骨子案について
令和7年 12月4日	第2回 美祢市男女 共同参画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次美祢市男女共同参画プラン素案について
令和8年 1月13日	第3回 美祢市男女 共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次美祢市男女共同参画プラン計画案諮問 ・第4次美祢市男女共同参画プラン素案について
令和8年 1月30日 ～3月2日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの意見募集
令和8年 3月10日	計画案答申	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次美祢市男女共同参画プラン計画案答申

2 美祢市男女共同参画審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体	備考
第1号委員 女性団体を 代表する者	迫田 榮子	美祢市母子寡婦福祉連合会	
	西村 百合子	美祢市連合婦人会	
	村田 まち子	美祢市母子保健推進協議会	
	寺田 清美	J A山口県美祢統括本部女性部	
第2号委員 地域を代表 する者	大橋 悦子	美祢市地域活動連絡協議会	
	守田 宏和	美祢市民生委員児童委員協議会	
	馬屋原 眞一	美祢市生涯学習のまちづくり 推進協議会	
第3号委員 職域を代表 する者	安富 嘉津枝	美祢市商工会	
	坂田 和彦	株式会社吉田 SKT 山口事業所	
	伊賀 信之	美祢市社会福祉協議会	
	石田 杏子	一般社団法人美祢市観光協会	
第4号委員 学識経験者	小林 法子	行政関係	会長
	前田 耕次	教育関係	
	藤永 英子	人権関係	
第5号委員 公募による者	西岡 博和	公募	副会長

3 美祿市男女共同参画推進条例

平成 24 年 3 月 16 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられるとともに、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されるとともに、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が市その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意志を尊重すること及び生涯にわたり互いに健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際社会の動向を勘案して行うこと。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(基本計画)

第 7 条 市長は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第 17 条に規定する美祿市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策実施における配慮)

第 8 条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第 9 条 市は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第10条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第11条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、市民、事業者、国及び県と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第13条 市は、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策について報告書を作成し、公表するものとする。

(事業者の報告)

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

(相談の申出の処理)

第16条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、市民又は事業者から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切に処理するよう努めるものとする。

(美祢市男女共同参画審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、美祢市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、15人以内の委員で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 女性団体を代表する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 職域を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する市の計画は、第7条の規定により策定された基本計画とみなす。

(美祢市男女共同参画審議会条例の廃止)

3 美祢市男女共同参画審議会条例(平成20年美祢市条例第231号。以下「廃止前の条例」という。)は、廃止する。

(美祢市男女共同参画審議会委員に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の条例第2条第2項の規定により委嘱された美祢市男女共同参画審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第17条第3項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第17条第4項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 美祢市男女共同参画推進条例施行規則

平成24年3月16日規則第6号
最終改正 令和4年4月1日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市男女共同参画推進条例（平成24年美祢市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 美祢市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第21号）

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第15号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

5 美祿市男女共同参画推進本部設置要綱

平成20年7月1日
訓令第93号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、美祿市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 美祿市男女共同参画プラン策定に関する事。
- (2) 男女共同参画行政に関する施策の総合的な企画及び推進に関する事。
- (3) 男女共同参画行政に関する施策の連絡調整に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画行政に関し本部長が必要と認める事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、第2条各号に掲げる事項について調査及び研究を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、美祿市男女共同参画プランの案を策定するための幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会の構成員は、別表第2に掲げる部署から、その所属長が推薦した者を充てる。ただし、必要があると認めるときは、市長が適当と認めた者を充てることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第18号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第30号）

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第29号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第37号）

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第15号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第17号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第7号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年訓令第10号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

デジタル推進部長

総務企画部長

市民福祉部長

建設農林部長

観光商工部長

上下水道局長

病院事業局管理部長

議会事務局長

教育委員会事務局長

消防本部消防長

別表第2（第6条関係）

総務課

行政経営課

地域振興課

美東総合支所

秋芳総合支所

生活環境課

健康増進課

福祉課

子育て支援課

農林課

商工労働課

経営企画室

教育委員会事務局学校教育課

教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課

6 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

附 則（令和7年6月27日法律第80号）

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）の施行の日から施行する。

ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和 7 年法律第 63 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

（2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

（4）前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施

策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性

の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年法律第31号
最終改正 令和元年法律第46号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

（4）前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（接近禁止命令等）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

（1）面会を要求すること。

（2）その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第11号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - (10) その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
 - (11) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第11号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- (1) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第2号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

(3) 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

(3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは

保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治41年法律第53号）第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はそ

の正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事

情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第1編から第4編までの規定(同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第112条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第133条の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第151条第2項及び第231条の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第160条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第160条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第160条第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第160条の2第1項	前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条の	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

2第2項		
第205条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条第4項	事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
231条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第261条第4項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読

み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第3項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

令和4年5月25日法律第52号
最終改正：令和4年法律第68号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1）女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- （2）困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- （3）人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- （1）困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- （2）困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- （3）その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に

関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4号から第6号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（1）国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

（2）法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

（3）前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

（教育及び啓発）

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

(1) 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

(4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

(5) 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。)

(2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(2) 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布の日のいずれか遅い日

(3) 略

(4) 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

10 山口県男女共同参画推進条例

平成12年7月11日山口県条例第34号
最終改正：平成17年7月12日条例第52号

前文

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

2 県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町男女共同参画計画の策定に関する助言等)

第8条 知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第13条 県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第14条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者の報告)

第17条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第18条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出の処理)

第19条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。

- 3 男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 事業者又は県民の相談に応ずること。
 - (2) 申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。
- 4 知事は、第1項の申出のうち必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山口県男女共同参画審議会

第20条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
(附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年山口県条例第51号)の一部を次のように改正する。
別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附 則(平成17年条例第52号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

11 用語解説

用語	初掲載ページ	説明
【あ行】		
新しい生活様式	50	新型コロナウイルス感染症対策として、飛沫感染や接触感染、近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。そのうち「働き方の新しいスタイル」では、テレワークや時差通勤、オンライン会議などが提唱されている。
アンコンシャス・バイアス	1	無意識の偏見や思い込みを指し、自分自身では気づいていない「物事の見方・捉え方の偏り」のこと。これは、過去の経験や知識、周囲の意見などから形成され、誰もが持っているもの。
AI	1	Artificial Intelligence の略で「人工知能」と訳される。コンピュータが大量、多様なデータを分析し、推論や判断、学習等、人間の脳にしかできなかったような高度で知的な作業を、プログラム等の人工的なシステムにより行えるようにした技術のこと。
M字カーブ	1	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。
L字カーブ	1	日本の女性の正規雇用労働者比率を年齢階級別にグラフ化したとき、アルファベットの L のような形になること。このカーブは、20 代後半ごろをピークに急低下する現象を示しており、女性の就業状況の特徴を表している。
LGBT	18	性的な少数者という意味を示す。例えば、性別に違和感を抱えている人や、恋愛感情などが異性に向かう多数派ではない人などのこと。 L：レズビアン G：ゲイ B：バイセクシュアル（両性愛者）T：トランスジェンダー（性的違和感を持つ方）
【か行】		
家族経営協定	23	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
国際婦人年	3	昭和 47 年の第 27 回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模で行動すべき取組が提唱され、昭和 50 年を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和 51 年～昭和 60 年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とした。
固定的な性別役割分担意識	1	男性、女性という性別を理由として「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、役割を固定的に分ける考え方のこと。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）	5	女性が日常生活や社会生活を営む際に直面する困難な問題を抱える女性の福祉を増進することを目的とし、令和 4 年 5 月に成立した。困難な問題を抱える女性を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」と定義している。

用語	初掲載ページ	説明
【さ行】		
ジェンダー	3	社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識（社会的性別）のこと。
ジェンダー・ギャップ指数	3	スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	4	働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、平成27年8月に成立した。
セクシュアルハラスメント（セクハラ）	18	相手が望まない性的な言動（性的嫌がらせ）を行い、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。今日では、男性から女性に対するものだけではなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的嫌がらせも、セクシュアルハラスメントとみなされる。
【た行】		
男女共同参画社会	1	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。（性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮することができる社会のこと。）
男女共同参画社会基本法	1	男女共同参画社会の形成を促進するために、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにするための基本理念を定めるとともに、施策の基本となる取組を定め、それを、総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年に公布、施行された法律をいう。
男女雇用機会均等法	31	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。昭和60年に制定され、平成9年には、差別禁止規定や職場のセクハラ防止、ポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正が行われた。さらに、平成18年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益な扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。
デートDV	27	若年層を中心とした、交際相手から振るわれる暴力のこと。相手の交友関係や行動をしぼる、怒鳴ったり暴力を振るう、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々な形態の暴力を含む。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	4	配偶者やパートナー、恋人などによって振るわれる暴力のこと。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく「大声で怒鳴る」「無視する」「大切にしているものを壊す」といった精神的暴力、「生活費を渡さない」といった経済的暴力、「性的な行為を強要する」といった性的暴力、「家族や友人との付き合いを制限する」といった社会的隔離、「子どもに暴力を見せる」といった子どもを巻き込んだ暴力など、多様な形態がある。

用語	初掲載ページ	説明
【は行】		
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	4	配偶者（事実婚を含む。）又は元配偶者による暴力から被害者を保護することを目的とした法律をいう。被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができる。
パブリックコメント	8	意見公募手続きのこと。市町村などの行政機関が政策の立案等を行う際に、案に対して広く市民や事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
パワーハラスメント	22	職場において立場を利用した業務上不必要な言動で、受け手に身体的・精神的苦痛を与える行為。厚生労働省は、職場におけるパワーハラスメントを以下の3つの要素を全て満たすものと定義している。①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、③社会通念に照らして許容される範囲を超える行為。これにより、労働者の仕事への意欲低下やメンタルヘルス不調、職場の活力低下などが引き起こされる可能性がある。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	18	職場などにおいて、例えば「営業職には女性がほとんど配置されていない」「管理職は男性が大半を占めている」など、労働者の間に事実上、男女間の格差が生じているとき、それを解消するために企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと。それは単に、女性を「優遇」するためのものではなく、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境にある場合に、そのような状況を「改善」するための取組とされる。
【ま行】		
メディア・リテラシー	28	テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを正しく読み解く能力のこと。
【や行】		
やまぐち農林漁業ステキ女子	30	農林水産業において、経営に参画して自身の「ステキ・スタイル」を確立し、その魅力を多様に発信していける女性のこと。「きれい」に「輝き」ながら、「かしこく」「かせぐ」農林漁業女子を目指して、経営発展につながる様々な取組を展開しながら、農林漁業の魅力を発信している。
【わ行】		
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	18	「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方や生き方を選択し、実現できる状態のこと。

第4次美祿市男女共同参画しあわせプラン
～ 認めあい 支えあい とともに歩むまち美祿 ～

発 行 者／美祿市 市民福祉部福祉課 男女共同参画推進室
〒759-2292 山口県美祿市大嶺町東分 326-1
TEL (0837) 52-5227
FAX (0837) 52-1490
E-Mail: fukushi@city.mine.lg.jp



優秀作品（美東中学校 栗栖夕依さん）